

# 第109回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

令和4年9月16日(金曜日)

出席議員  (12名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
			6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員  (2名)	1番	大 村 隼	5番	大 内 将 広
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
			総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
	教育推進室長	西川典男		
欠席者 (1名)	教育長	浅野博之		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日 程 第 1 . 一般質問

---

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様、昨日に引き続き、出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、大村議員より通院のため、大内議員より新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者となったため、また、教育長から入院治療のため本日の会議を欠席する旨の届が提出され受理しておりますので、報告をしておきます。

また、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますよう、お願いいたします。

それでは、直ちに、日程に入りますが、議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を、昨日同様に実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

重ねてのお願いになりますが、議場内では適切なマスクの着用をお願いいたします。それでは、日程に入ります。

---

### 日程第1. 一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） アクリル板が設置されていますので、マスクを外して一般質問をさせていただきます。

議席番号4番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は1点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、この席からは防災対策について、質問をさせていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

毎年、日本各地で豪雨等による土砂災害、浸水害が発生しています。

また、これから台風が日本に近づく時期を迎え、防災対策が必要となってきます。まさに、台風14号が九州、西日本に近づく予報となっておりますので、心配するところであります。

佐用町は、平成21年8月9日に台風第9号により、甚大な被害を受けました。被災後は復興に向け、大規模な河川改修工事、砂防・治山工事等が実施され、早期に防災対策工事は完了しました。

また、地域防災の指針であります佐用町地域防災計画は、平成23年5月に、大幅に見直し、修正をされています。台風第9号災害から13年が過ぎ、社会も変化してきています。

そこで、次のことについて、お尋ねします。

- 1、「佐用町地域防災計画」の見直し、修正はされているのか。
  - 2、指定避難所の資機材の補充、更新はできているのか。
  - 3、防災訓練、研修会・講習会への取組はどうされているのか。
- 以上、3点について、よろしく願いをいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、皆さん、おはようございます。

本日も5名の議員の皆さんから一般質問の通告をいただいております。それぞれ、どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、最初に高見寛治議員からのご質問であります、防災対策に関する質問に対しまして、お答えをさせていただきますが、昨日も金澤議員から同じような内容でのご質問に、それぞれお答えをさせていただいたところでございますが、本町は、平成21年の大水害によって、甚大な被害を受けてから、今年で丸13年を迎えることとなりました。幸いにも、その間、本町では同じような大きな災害が発生することなく、安堵しているところでございますが、全国的に見ますと地球温暖化による異常気象により、毎年、全国どこかで大災害が発生をしております。また、その異常気象による豪雨は、年々激しさを増しているようにも感じているところでございます。

このような時代を迎え、防災・減災の取組は、ますます重要になる中、本町といたしましても、あの大水害の教訓を風化させることのないよう、本年も8月9日に久崎の災害復興広場において献花式を執り行わさせていただきました。議員各位にもご参列をいただき、私も今一度、防災・減災に対する思いを新たにするとともに、改めて、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りさせていただきました。

災害からの時間の経過とともに、町職員の中にも当時のことを経験をした者の割合が少なくなっまいりましたが、新入職員研修や毎年実施をしている災害対応研修の中で、職員に対しても記憶の継承や防災に対する意識の醸成を図っているところでございます。

それではまず1点目の佐用町地域防災計画の見直し、修正はされているのかとの問いでございますが、同計画は、合併後の平成19年5月に初めて策定したのち、本町が甚大な被害を受けた平成21年台風第9号災害を経て、平成23年5月に第1回目の大幅な改定を行っております。この第1回目の改定では、自助・共助の重要性、避難勧告等の基準の明確化、自らの生命は自ら守るための、より安全な避難行動の選択などの大幅な見直しを行ったところでございます。

その後、逐次、改定を行い、直近では平成29年12月に4回目の改定を行ったところでございますが、以降、国の防災基本計画や県の地域防災計画の見直しが行われ、その中で特に、警戒レベル4に避難勧告と避難指示という2つの避難情報が入ってございましたが、避難勧告と避難指示の違いも十分に理解されているとは言い難い現状であることから、避難勧告が廃止されて、避難指示に統一をされるとともに、レベル5では、緊急安全確保とされました。このような見直しを反映をするために、本町では、今年度中に防災会議を開催をいたしまして、佐用町地域防災計画の見直しを行う予定といたしております。なお、災害時の対応の要となる職員防災対応マニュアルにつきましては、随時、見直しを行ってきております。

次に、2点目の指定避難所の資機材の補充、更新についてのご質問でございますが、人事異動に伴い避難所担当職員を変更する場合もございますので、毎年、出水期前の5月に

避難所配備に係る担当者会議を開催をし、避難所職員の班体制や運営方法等の確認を行っております。そして、翌6月、避難所ごとに担当職員とともに、非常食であるアルファ化米や、飲料水、粉ミルクなどの賞味期限が迫ったものを交換をするとともに、情報収集用のテレビや防災無線戸別受信機、情報交換用の電話、ファックス等の機器の動作確認も行い、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液、体温計、マスク、問診票などの設置を確認するなど、避難所を開設した際にスムーズな運営ができるよう努めております。

最後に、3点目の防災訓練、研修会・講習会の取組はどうされているのかということにつきまして、お答えさせていただきます。

金澤議員への答弁と繰り返しになる部分もございますが、防災訓練につきましては、自主防災組織が実施をしております同訓練について、佐用町自主防災組織活動補助金交付要綱に基づきまして、1世帯当たり500円の補助を行っているところでございます。災害が発生するという状況では、自治会単位など近隣で助けあう「共助」が、非常に重要となりますので、今後も引き続いて、町として自主防災組織が実施する防災訓練について支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、研修会や講習会につきましては、コロナ禍により、ここ数年、講師をお招きしての全庁的な講演会などは開催はできておりませんが、昨年度は、地域づくり協議会等が主催する地区防災学習会に職員が出前講座として行かせていただいて、イザという時、自助・共助が大切であることなど、地区防災で大切なこととお話をさせていただいております。また、ハザードマップを用いて避難先や避難経路の確認を行い、最後にマイ避難カードを作成するなど、具体的に自分が、いつ、どのタイミングで、どこへ、どうやって避難を行うのかなども確認をいたしました。

また、昨年12月に開催された佐用高校生主催の「佐用合同防災訓練～KIZUNA（きずな）大作戦～」では、生徒に加えて地域住民も参加をし、500名を超える規模で防災訓練が開催をされ、町職員が通学路で災害が発生した際に危険になる場所などのお話をさせていただいたところでございます。

さらに、災害を知らない世代へその教訓を伝え、自分の命は自分で守れる能力を見つけることができるように、町内の小学校では防災授業が行われております。昨年は佐用小学校の4年生と5年生が、21年災害の被災現場をめぐる防災まち歩き授業を行っておりまして、町としても職員と一緒にまち歩きを行い、当時の現場写真などを見せるなどのサポートをしたところでございます。

また、地域の防災力向上と、防災リーダーの情報交換などを目的とした任意団体さよう防災リーダー連絡会は、平成30年11月に設立後、毎月定例会を開催をされております。当会は、現在、楽しみながら防災を学べるカードゲームの使い方をマスターするべく研鑽を重ねられておられ、今後は、地域防災勉強会でできるようにと頑張らせていただいております。

町といたしましては、今後も引き続き、防災研修などを通じて、地区防災で大切なことや、イザというときに、どう行動するか、日頃からの備えが大切であることなどを、町民の皆様にお伝えをしてまいりたいというふうに考えておりますので、職員出前講座等を積極的にご活用をいただければと存じます。よろしく申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君）

高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

職員研修もきっちりされておられる。マニュアルのほうも見直しをされておるということでした。

1つ答弁の中でありました避難に関する表現が変わりました。これを、分かりやすく説明する必要があると思います。

特に、自主防災組織や自治会の代表者は、いつ、どのタイミングで地区の防災対策の取組を始めるかを判断するための1つの大切な材料になろうかと思っています。いろんな方法で変更された、この避難に対する内容を、皆さんにお知らせする必要があると思いますが、どのように考えているのか、お聞かせください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、お答えをいたします。

昨日の金澤議員のご質問の中でも、少し触れさせていただきましたんですけれども、令和3年の5月20日から、この警戒レベルの表現が大きく変更をされております。大きく変わったのは、レベル3。避難準備高齢者等避難開始と、非常に長い名前でしたが、これを高齢者等避難という形に変更され、レベル4の中が2つに分かれておりましたのを避難指示という形になったと、ここが一番大きなポイントかと思っております。

これに関しては、この変わったタイミグで広報紙で非常に大きく広報させていただいたとともに、毎年、ちょっと、何月号だったかということは忘れましてすけれども、確か、出水期前ぐらいの号数だったと思いますが、その時期に土砂災害等、洪水等への警戒を呼びかけるのと併せ、この警戒レベルの変更について、毎年、お知らせをさせていただいておりますし、これからも引き続き、お知らせをさせていただきたいというふうに思っております。

それと、先ほども町長の答弁の中でございました、各地区へ職員の出前講座で伺っている時には、必ず、やはりこの話題というのは上りますので、こういったところでPRと言いましょうか、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） ちょっと、私のほうからも大事なことなので、お話をさせていただきたいと思うんですけれども、国において、これまでのレベル4の避難勧告、そして、避難指示、2つあって、やはり勧告ということと、指示ということの捉え方というのは、非常に重みが違うんですね。やはり、指示というのは、一般町民の皆さんそれぞれにとりまして、行政から指示を受ける。ということは、そういう行動を、まずしなきゃいけない。そのための指示なんですありますが、ただ、非常に、ここで一番大事になることは、避難所へ避難をする指示というふうに全て捉えられますと、昨日の金澤議員のご質問にも、それぞれありましたが、佐用町が設置をしている町の避難所というのは、一時避難でもあり、また、長期的な避難生活を、ある程度、そこで確保する、そのための避難所という性格、両方を持っているわけです。

それと併せて、これだけ広い町内で、そうした避難所と、町が指定する避難所というの

は、10か所しかないわけですね。ある意味で。そうすると、例えば、北部の避難所、利神小学校の体育館が避難所に指定をされております。

ただ、その範囲は石井、奥海のほうまでが避難所に、避難地域になるわけです。区域にですね。ですから、どうしても、どの地域においても、町の指定している避難所、一番周辺に歩いてすぐ行ける、安全に行ける方は、それは、その避難所を使っただけということになるんですけども、やはり、ほとんどが、もう徒歩、歩いて高齢者の方が避難をされるということになると、その避難所へ行くまでの危険性、時間もかかりますし、だから、それを、避難指示ということで、皆さんが一斉に、そうした行動を起こされることによって、起こり得るリスク、危険性というものも非常にあるということ。だから、それを、そういう危険な行動にならないように、一時避難所、集落、隣保、近くで安全を確保していただくと、このことが、やっぱり片方では、しっかりと取組がされていないと、この防災計画に、今回、指示という、レベル4で、すぐ指示をだすという、出した時に、非常にかえって、そういった生命を守るためと言いながら、逆に、非常に危険な行動になる可能性があるということ、だから、そういうことを、こうした防災訓練、また、防災研修会、そういう中でも、しっかりと、そこを皆さんにお伝えをして、大きな災害が発生し、自分の家庭、家で生活ができない。そういう時には、長期的に、当然、避難生活をできるところというのが必要になります。そういう時には、それはそれで、また、その対応を、しっかりとしていかなければなりません、災害が発生をしそうだ。また、危険がある。また、したという、そういう段階での、本当に、まず、命を守る。そういう行動において、特に、その避難所から、本当に、ほとんどのところが遠くに、生活をされている。だから、自分の家というものが、まず、避難、安全であるという、そういう、その状況におられる方においては、自分の家にしっかりといていただく、それも安全、家の中でも、より安全な場所に、そこに、しっかりと、じっと、そこで、その災害、その状況が通り過ぎるのを待っていただくと、こういうこともあり、それで、裏山が危ないとか、ハザードマップで、土砂崩れの可能性があるということであれば、そういうところがないところの隣近所、また、地域が指定された避難所、一時避難所、そこに避難をしていただく、そういう、やっぱり計画の、ここの防災計画の中に、なかなか細かく書けないところ、そういうところが一番大事だと思いますので、特に、担当においても、そういうお話をしっかりと皆さんにお伝えするという、これに努めていきたいというふうに思っております。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

この避難に関する要望というのは、今、町長言われましたように、分かりやすく皆さんにお伝えしなければならない。どういう行動を取らなければならないかというのが、分からないと駄目だと思いますので、今、いろんな会とか出前講座のほうで、皆さんに周知されるということだったので、どうぞ、よろしくお願いします。

続いてですが、地域防災計画の中に防災マニュアル、時系列に防災対策を取りまとめたもので、災害の応急対策をする上で、大切なマニュアルになっていると思います。各対策部で行動内容を状況に応じて詳しく書いてあります。これにつきましては、毎年、更新されているということなので、安心をいたしました、組織改革、人事異動があるたびに、更新する必要がありますので、ぜひ、忘れずに内容の更新をしていただきたいと思います。

防災対策の中で、自助・共助・公助という言葉がよく使われます。

公助による防災対策の推進では、地区防災計画の必要性が言われています。地区防災計画は、自主防災組織、自治会などが自主的に活動する共助のための計画と思います。防災訓練やハザードマップ作成などの防災力の向上や、災害時には、避難誘導や一時避難所の開設などの応急対策を行い、町災害対策本部との連携も大切な役割となります。この地区防災計画の策定について、どのように考えておられるのか、お聞かせください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） はい、お答えをいたします。

国のほうから、今、議員おっしゃったように、地区防災計画というものを、策定してはどうかというような、そういうような助言と言いましょか、そういったことが来ているのは承知はしております。

ただ、自治会、あるいは、地域づくり協議会でもそうですけれども、規模も様々で、既に、こういう計画がなくても、普段から顔の見える関係を築いておられるところもございいます。ですので、今のところ佐用町のほうから、こういうものを積極的に、どの自主防災組織も必ずつくってくださいというようなことをお願いする予定はしておりません。

ただ、それぞれの状況に応じて、各自主防災組織なり、自治会なりが、ぜひ、こういうことが、私たちは必要だと思いますということで、そういうお声がございましたら、これについては、やはり策定するには、ノウハウとまでは言わなくても、必要だと思いますので、そういうところには、こちらのほうから助言をするなり、アドバイスをするなり、そういうことについて、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 次々と、私のほうもこうして、長くなってしまいますけれども、国のほうから、そうした地域ごとに、地区防災計画というものをつくる必要があるというような、そういう、その指示なり通達が出ていると。これは、佐用町が21年災害の後、ああした検証を行って、やはり、同じ災害と言っても、災害の内容によって、全く避難のあり方も違いますし、対策も違う。

それから、その地域においても、地形とか場所によって、非常に災害時の危険性というもの、全く、その状況が違う。

だから、そういう中で、国の示された、こうしたあらゆるものを入れた1つの大きな防災計画というものは、1つの指針であって、細かく、本当に、その地域に合った、地域の皆さん方が安全に行動するための計画は、地域でつくらないと、これは役に立たないということ、私は、国のほうで、かなり、いろいろと、国交省、また、内閣府のほうでも話をさせていただいて、佐用町の防災計画、検証、あの検証によって、避難のあり方というもの、国が大きく、これまでの避難というものに対して変わったわけです。一時避難とか、垂直避難とか、そういう避難の形に変えていった。これは、佐用町の21年災害を1つの大きな教訓として、国も変えていったんですね。

その中で、避難計画、この防災計画も、佐用町は、当時、その後、各集落、特に大きな被害が出た地域においては、地域防災計画というものを、みんなで作られてきた。こうい



うものを、私とこはつくっているんですよという話を国のほうでもし、私もある程度、そういう講演会とか、防災研修会なんかでもお話をさせていただいて、そこから、国のほうも全国の自治体に、やはり地域の、しっかりと状況を踏まえた地域の皆さんが自分たちでつくった防災避難計画でないと、これは、なかなか、その現場に合ったものじゃないと、誰も、イザという時には、なかなか役に立たないということが、当然、そういう認識をされて、国のほうから、改めて、今、そういう計画を、全国、そういうふうにつくる必要があるんじゃないかということが言われてきたという経過です。

だから、佐用町においても、相当、集落の皆さんが計画をつくっていただきました。計画ができていない。なかなか、それが取り組めない地域もありますけれども、ただ、やはり、あれから13年たって、そういう計画の必要性というものが、だんだんと、その経過によって、皆さんの意識の中から薄れていくという、そういう状況は、当然あると思うんですけども、だから、そこを、やっぱり、職員も含めて、改めて、そういう風化をさせない、そういう経験を継承していく。そして、本当に、真に必要な計画というものは、ハザードマップとか何とかという県が出してきたもの、これは1つの指針ですけれども、基本ですけれども、それを基に、地域に即した、そうした計画、同じ集落の中でも、本当に、山に30軒の家があっても、山際で裏山が非常に危ない崩れやすいところ、また、川の近くに家があって浸水のしやすいところ、しかし、その兩岸の真ん中であって、逆に、ほとんど、そちらの危険性は非常に少ないところ、全部1軒1軒違うんですよ。

だから、そういう人まで全員が同じ行動をしても、何の、かえって危ない、危険なことになってしまうわけです。

だから、それは、やっぱり、地域、地域で、皆さんが、一人一人、自分の家は、どういう危険性があるのかということ、しっかりと、確認をしていただくしかないわけです。

だから、そういうことで、町としても、当然、これまでの計画、13年もたって、集落の高齢化も進んでいるところも、当然、どんどんありますし、家の状況も違ってきていると思います。だから、これまでつくっていただいたところも、それを修正していただくことも必要ですし、また、新たに、そういうところの計画をつくっていただくということ、そういう取組も、当然、必要だということ、こういうことも、先ほどの話の中での研修会や地域での、そういう取組の中で、職員もしっかりと伝えていきたいと思います。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君）                      高見議員。

4番（高見寛治君）                      はい、ありがとうございました。

地区防災計画という名前が上から下りてきた分ではありますが、佐用町においては、平成21年の8月の災害以降、それぞれの自主防災組織、自治会などでは、どういうふうに災害の時に対応したらいいかというのは、ある程度の計画、行動計画みたいなものはつくっておられると思いますので、改めてという回答でございました。それで、いいかなというふうに考えております。

ただ、見直しとか、まだ、できていないところにつきましては、また、指導のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、指定避難所の資機材の補充、更新の件ですが、毎年、避難所担当の方と担当課が避難所を巡回し、非常食とか消費期限が過ぎているものにつきましては、更新をしているということだったので、ありがとうございました。よろしく申し上げます。

非常食なんかにつきましては、消費期限が来ておると更新しなければならず、廃棄する

のもあるんですけれども、できたら地域の訓練などに使っていただいで、一種のローリングストック的なものにしていただければと思います。

非常食のほうも、最近、新しいメニューもできておりますので、そういう導入も少し考えていただければいいかなと思います。

それと、前と違いまして、新型コロナ感染症対策、それから、生活環境の維持、プライバシーの保護のために、これは提案になるんですけれども、それぞれの世帯の間仕切り、それから、生活環境の変化によります段ボールベット等の準備をしてはどうかと思いますが、これについては、どのように考えておられますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） まず、新型コロナの関係でございますけれども、新型コロナに限らず感染症と避難所の関連ですが、現在も、一応、職員のマニュアルのほうに、避難所運営の留意点ということで、まとめさせていただいて、避難所の担当職員には情報共有をしているところでございます。これについては、一般的なこともございますが、当然、マスク着用ですとか、手指の消毒、それから、問診票の記載のチェック、それからあと、間仕切りまでは、現在のところは全ての避難所において全部用意できているという状態にはなっておりませんので、世帯ごとに間隔を空けたスペースの確保。それから、手洗い消毒の徹底等、周知を徹底をしているところでございます。

間仕切りについては、先ほど申し上げましたとおり、今、現段階においては、全ての避難所に、そういったものを設置するということには至っておりません。

段ボールベットでございますけれども、これも全ての避難所に置いているということはありませんが、役場のほうに一括管理で、数量までは、私、記憶しておりませんが、幾らかの補充はしておりますので、対応が必要なところには、こちらのほうから運ぶというような対応で行ってまいりたいというふうに考えております。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

プライバシー保護、コロナ対策のための間仕切り、今はないということなんですけれども、これ平成30年の7月にありました西日本豪雨災害の時、避難所のほうには、もうこの間仕切りと段ボールベットが使われておりました。できましたら、年次計画でもよろしいので、必要と思われる指定避難所には、間仕切り、段ボールベットのほうは、町のほうで幾らか保有されていることなので、これも段階的に少しずつ数を増やしていただければと思います。ぜひ導入を考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

それから、3番目の防災訓練、研修会・講習会の取組の件ですが、令和3年度では、自主防災組織で21の自主防災組織が訓練をされたとお聞きしております。コロナ禍でありまして、大きい訓練のほうは実施はされなかったと聞いております。

今、withコロナのほうで、感染対策をして、まず、一番身近な自主防災組織、自治会での訓練というのが、やっぱり必要になってこようかと思っております。21をもう少し増やせるような格好で、取り組んでいただければと思います。

学校と、地域づくり協議会等の合同訓練などは、まだ、できていない。コロナの関係で難しいかもしれませんが、これの防災意識の啓発にも必要と思います。学校と地域づくり協議会の合同練習等については、何か、お考えはないでしょうか。お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） ご質問が、学校の区域と、それから、地域づくり協議会の区域が一致していないので、その学校の区域と、全ての学校の区域と同じ範囲の地域づくり協議会と複数の地域づくり協議会との合同というご指摘なのかなと思うんですけども、今のところ、ちょっと、私が知る限りでは、そういった範囲での合同訓練というようなことは、実施していないように思います。

学校と単一の地域づくり協議会という形でもないかもしれませんが、地域づくり協議会単位では、先ほども町長、申し上げましたとおり、希望に応じて、非常に内容が、どう言うんでしょう、あまり難しい内容じゃなくて、先ほど、町長が申し上げた避難に対する考え方ですとか、マイ避難カードの必要性、こういったことをしております。

こちらのほうから、学校と全ての地域づくり協議会でやってくださいというようなことを、強制といいますか、そういうことをお願いするつもりはございませんけれども、そこは、やはり、地域から、そういった声が上がれば、それは当然、こちらのほうは、職員を派遣することももちろんですし、支援をしてまいりたいと思います。

これに限らず、やはり地域ごとに、危険性というのは異なります。同じ地域の中でも、浸水のリスクのあるお家、それから、土砂災害を警戒しないといけないお家、同じ自治会の中でも、全く異なるというようなことがございますので、このあたりを、一番、研修の中で力を入れて周知をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、一応、地域づくり協議会単位でと、職員のマンパワーにも限りがございますのでいうことで、お願いはしておりますけれども、ぜひ遠慮されなくて、職員の出前講座、防災対策室の職員、行かせていただきますので、ぜひご利用いただければというふうに思っております。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

一番基本的なところの研修会でございますので、要望がありましたら、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、昨日もありましたし、決算特別委員会の中でもあったんですけども、去年の12月に佐用高校が「佐用合同防災訓練～KIZUNA（きずな）大作戦～」という防災訓練を実施されております。これは、近隣地域、関係機関と連携して防災訓練を行ったということで、今年も12月にも実施されると聞いております。この訓練に対して、佐用町として、どのような取組、支援などをされておられるのか、ありましたら、お聞かせください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） すみません。大変お待たせいたしました。

この訓練の経緯から、まず、ご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、これにつきましては、佐用高校のほうが、文科省が実施をされます、少し長い名前になるんですけれども、地域との協働による高等学校教育改革推進事業プロフェッショナル型という事業に申請をされて、これが結構な倍率だったんですけれども、佐用高校のほうが採択を受けられました。この中で3つの柱の事業をされております。

1つの柱が特産品による商品開発。

2つ目が佐用で暮らす人を守る。これは守るというのは、この災害とかのほうとかじゃなくて、健康寿命の延伸とか、そういった面でございます。

3つ目が佐用の水害から学ぶ。安心・安全のまちづくりを目指す。こういった事業に取り組んでいこうということで、高校のほうが実施をされておられます。

この先ほど言いました3つ目の柱の一環として、先ほどの「～KIZUNA（きずな）大作戦～」というようなものが実施をされたということでございます。

参加につきましては、佐用町の役場職員もそうですけれども、県立大学のいつもお世話になっております木村教授ですとか、そこのゼミ生の方、それから、佐用消防署の職員の方、高校の生徒さんは、もちろんですけれども、付近の近隣の住民の方、こういった方が参加をされております。

佐用町の職員の方ですけれども、どう言うんでしょうか、この防災訓練をする計画段階からどういったことをしようということを、皆さんと一緒に企画をし、当日は、水害の映像とお話をしたり、あと駅から高校までの危険エリアをハザードマップで確認をするお手伝いをしたりと、こういった関わり方をさせていただいております。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

佐用高校が、そういうふうな取組をされているということは、とても素晴らしいことだなと思います。

佐用高校は、台風第9号災害の時の復興ボランティアの佐用地域のサテライト基地が置かれて、多くのボランティアの活動拠点となりました。

また、佐用高校も、こういうふうな合同防災訓練を実施され、高校生の防災意識の啓発に、素晴らしい活動をされていると思います。

今後も事業がなくなっても、そういう国の事業がなくなっても、今後、続けて活動を継続されることを期待したいと思います。

研修会の件なんですが、防災研修会、講習会の取組は、災害から13年が過ぎました。自主防災組織や自治会のリーダーや代表者も多くの方が交代されています。災害を風化させないためにも、防災に関する自主防災組織や自治会活動のあり方、自助・共助の考え方、公助との連携など、基本的なことについて、もう一度、学ぶ必要があるのではないかと思います。ぜひ、そういう場をつくっていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

続いて、9番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

〔9番 千種和英君 登壇〕

9番（千種和英君） 議席番号9番、千種和英でございます。

本日は、通告に基づき、1点の質問をさせていただきます。

感染防止の亚克力板が設置してありますので、マスクを外しての質問とさせていただきます。

佐用まなび舎農園の経営改善3カ年計画、2年目を経過しての成果は。

毎年この時期は、決算を終えた佐用まなび舎農園の経営状況に関して、また、昨年からは令和2年度からの経営改善3カ年計画の進捗について、質問をしております。

次世代農業モデルとして、三土中学校跡地を活用して、佐用・IDEC 有限責任事業組合が平成28年12月よりトマトの定植を開始、栽培・出荷・加工に取り組み、住民及び農業経営に参入予定の企業への横展開を想定しておりましたが、残念ながら赤字経営が続いており、経営は安定をしておりません。当初の計画である横展開どころか自立した事業継続も危ぶまれております。対策として令和2年度からの3か年、令和4年度末には収支均衡を目指した改善改革に取り組むとの答弁でございました。

その2年目を終えた時点での成果について確認をさせていただきます。

まず、1点目、昨年度の収穫量・売上高・売上原価・売上総利益・営業利益・経常利益と今後の見通し。計画最終年度、本年度末の令和4年度末での目標達成の見通し。

2点目、ジュース等加工品、百貨店ギフト商品の課題であった安定供給への対応。

3点目、地域特産物販売拠点等での販売実績と見通し。

4点目、低段密植栽培の原点回帰による品質・収穫量の推移。品質別生産量の比率について。

5点目、佐用高校と連携によるジャムの販売実績と今後の見通し。

6点目、栽培部門・販売部門の体制、両部門においての方向性はどのような過程で決定をされているのか。昨年からと同じような項目もあるんですが、確認のために答弁をお願いします。

以上のデータから、今後の経営についての見通し、町長の見解を伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの佐用まなび舎農園の経営改善3年計画、2年目を経過しての成果はというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

千種議員からは、定期的に、まなび舎農園の運営についてご質問をいただいておりますので、答弁の内容が繰り返しになる部分が、当然、ございますが、ご了承をいただきたいと思います。

佐用まなび舎農園は、佐用・IDEC 有限責任事業組合が運営し、約6,000平米の面積を持つ大規模ハウス型の農業施設で、三土中学校跡地を活用して組合が建設したものでございます。

太陽光発電は、順調に発電を続けており、売電収入による町への配当金や、発電所用地の使用料などの歳入を町民の皆様へ還元をしていることはご承知のとおりでございます。

佐用まなび舎農園事業につきましては、この太陽光発電事業収入による安定した組合運

営を基礎に、組合のチャレンジ事業として、未来を見据えた新しい農業に挑戦したものであり、現在、従業員は町内から12人、町外から6人の方が勤務をいただいております、働き場所の確保にもつながっております。

しかしながら、ご指摘のとおり、現在の農園運営は、太陽光発電事業を基盤として運営を補完している状況にありまして、なかなか計画どおりの成果が得られず、令和2年度から3年計画で様々な改革を図ることに着手をいたしました。

以上を踏まえまして、それぞれのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、昨年度の運営状況全般につきましては、収穫量が41.4トンで売上高は約3,308万円でございます。前年に比べて収穫量が約21%、売上高が約24%増加をいたしました。

栽培方法を低段密植栽培に変更することにより、年間を通じて大きな病害虫等の発生もなく、品質のよいトマトが収穫できたことと、スーパー等への販路拡大を行ったことにより、売上高は約630万円増額いたしております。

また、売上原価は5,663万9,000円で、売上総利益はマイナスの2,355万9,000円、営業利益はマイナスの3,802万9,000円、経常利益はマイナスの3,828万4,000円でございます。

なお、減価償却費を含まない簡易キャッシュフローベースでは、改善計画前の令和元年度が約3,498万円の赤字、計画初年度の令和2年度が約2,462万円の赤字でございましたが、昨年度は約1,886万円の赤字となり、改善計画前と比較すると約1,600万円程度の収益の改善となっております。

次に、ジュース等加工品、百貨店ギフト商品につきましては、昨年度もコロナウイルス感染症の影響でイベント等の催しが開催されなかったことによりまして、トマトジュースの販売高は約153万円で前年の約75%となっておりますが、町内の直売所やギフト店での売上げ、ふるさと納税の返礼品としての需要がありまして、今後も佐用町の特産品の1つとして位置づけをして、引き続き、生産販売に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、佐用町内での地域特産物販売拠点等での実績についてでございますが、フレッシュトマト、ジュース、ジャムを合わせまして約114万円程度であり、売上額全体から見れば大きな割合ではございませんが、町民の皆様方の日常の食卓用として、また、佐用町を観光等で訪れた方のお土産として、さらには、町民の方々が地元の特産品としての贈答にもご利用をいただくなどの役割を果たしております。

また、町外では「みつ、ちくさ、しんぐう、あいおい」などの道の駅にも出荷をいたしております。これらで約55万円程度の売上げになっております。町内や近隣の出荷先につきましては従業員による配送を行っております。運送経費が削減できることから、今後も、この販売を継続をしてまいりたいと考えております。

続いて、低段密植栽培の原点回帰による品質・収穫量の推移、また、品質別の生産量の比率についてお答えをさせていただきます。

栽培面において、過去には販売収入を上げるために収量を重視して長段栽培を行った時期がございましたが、結果的には農園の設備にあっておらず、茎間が密接しすぎてトマトと茎が擦れ合ったり、空気の循環が悪くなって、湿度が高くなり、カビの発生などがみられるなど、作業工数の増加に相反して質の悪いトマトになってしまうという悪循環が発生をいたしました。

令和2年度からは低段密植栽培の原点に戻りまして、品質が確保できるトマトの収穫と、作業工数の低減を目指して栽培を実施してきたところでございます。

その結果、令和2年度の収量は34.2トンとなりまして、前年度から約10トン減少をいたしました。令和3年度は8月の長雨の影響を受けたものの41.4トンの収穫がありまして、前年度より約10トンの増収となりました。収穫量につきましては、毎年の自然環境の

影響を大きく受けるために、なかなか安定させることは難しいところではございますが、年間を通じて大きな病害虫やカビ等の発生もなく、品質のよいトマトが栽培できておりまして、これを的確に分析をし、栽培管理のさらなる改善も図ってまいりたいというふうに考えております。

また、品質別生産量の比率についてでございますが、品質の1つの指標として糖度がございまして、糖度計の計測は注文を受けた「夢茜」分のみ計測をし、収穫したトマト全量の糖度の計測は行っておりませんが、出荷量といたしましては、トップブランドの「夢茜」が約7%、「舞茜」が約30%、委託販売の「とまらんとマト」が約63%というふうになっております。

次に、佐用高校との連携によるジャムの販売実績と見通しについてでございますが、トマトジャムは佐用高校家政科と連携をして製造を行い、イオン、町内直売所・近隣の道の駅・銀ビルストア等で取り扱っていただいております。昨年度の販売実績は、1,139個、売上げが約37万円となっており、特に直売所では、地域の特産品として評価を受けておりますが、量販店においては他の大手メーカーの価格の安いジャムが多数販売をされておりますので、販売量は伸びない状況でございます。

以前の答弁でも申し上げましたが、この加工品の製造に至った経緯といたしましては、農園の収益向上を狙ったというよりも、高校と民間事業者との連携による高校生の学びの場への貢献、ひいては高校の魅力化といったことが主眼ではありますが、トマトジャムの原料は、店頭に出せない規格外サイズのトマトや、大量に収穫をしなければならぬ時期に収穫したトマトを冷凍保存したものでありまして、余剰トマトの有効活用にもつながるため、直売所及びスーパーを中心に販売を継続してまいりたいというふうに考えております。

最後に、栽培部門・販売部門の体制、両部門における方向性は、佐用町側の職務執行者である坪内副町長及び IDEC 株式会社側の職務執行者が出席をする経営会議を2カ月に1度開催をして、決定をいたしております。IDEC 株式会社の総括担当、また、栽培担当、販売担当、まなび舎農園の管理者のほか、佐用町企画防災課職員4名による月例会議を毎月開催して、農園の栽培、また、販売、管理運営状況の確認や、収支の改善に向けた取組についての協議を重ねているところでございます。

現在、3か年で計画している農園の収支改善の取組が2年を経過をいたしました。一定程度の経営改善ができてきたものの、昨年度の簡易キャッシュフローベースでも約1,886万円のマイナスで、今年度末には現時点において約1,200万円ぐらいのマイナスを見込んでおりまして、令和4年度中での収支均衡は難しいというふうに考えております。

しかしながら、本事業は佐用町と IDEC 株式会社とが50%ずつ出資した組合であり、経営会議において、3か年で収支均衡には至らない可能性が高いが、年々収支改善が図られているため、次期計画を策定することも視野に入れて、引き続き栽培・販売・管理運営等、全ての面におきまして、見直しも図りながら、さらなる農園の経営状況改善に向けて取り組むということも、この経営会議において確認をされているところでございますので、もうしばらく頑張っていきたいということでもあります。ご理解のほどを、よろしく願いを申し上げます。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

[千種君 挙手]

議長（小林裕和君）

千種議員。

9 番（千種和英君） 詳細な報告をいただきました。

僕、議会のほうで、いろいろな質問をさせていただく中で、やっぱり産業の育成というのを主眼に置いて、いろいろな質問をさせていただいています。

その中で、農業というのは、これ町長の答弁にも、いろんな場面であったんですけども、成長産業と捉えて、何とか、佐用町の地場産業にしたいというのがありました。僕も、それは同じでありまして、このまなび舎農園に関しましても、決して、否定的な面ではなくしに、現状を踏まえて、是々非々で、どこを改善すべきなのか、どうしていけばよいのかという観点から質問を繰り返させていただいております。

先ほど、答弁がありましたように、3カ年計画の2年目でございます。また、本年度3年目が残っていますし、以前の質問等々の答弁の中では、この時期、9月、10月に高品質のトマトが多く出荷できる時期であるであったり、年を超えて1月から3月に糖度の高いトマトが収穫でき、その時に売上げが延ばせる等々がございますので、まだ、令和4年度、3年の最終段階を残しての質問ですけれども、それは、ご了承をいただきたいと思います。

先ほど、答弁の中にありました収穫量、令和元年度が40トンだったのが、令和2年度は低段栽培に切り替えて34.2トンに減ったのが、令和3年度は41.4トン、前年比約21%増加したということでありましたし、売上額につきましても、約2,400万円だったのが、2,600万円。去年は、3,300万円ということで、630万円の増加。前年比24%の増加という答弁をいただきました。

収支の改善が、この改善策の中で、図られているんですけども、一番大きな要因というのは、いろいろ当然あるんでしょうけれども、販売額が増加したのは、先ほどの販路、販売単価、生産品質の向上、生産量の増加、経費の削減、いろいろと要因があるんですけども、先ほども報告があったんですけども、一番大きな点というのは、どの点だったとお考えですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

今、千種議員がおっしゃった全ての面において、その精度を高めていったというのが、最終的なお答えにはなろうかと思いますが、1つというか、何点かポイントはありまして、1つは、低段密植の栽培に回帰をして、病気、カビの発生が年間を通じてほとんどなく、安定して生産できることになったことによりまして、営業面で委託販売ではない、直販と言いましょいか、買取り、そちらのほうの比率が少しアップしてきた。これが、まず、1つです。これも、今後、もう少し制度を高めていきたいということです。

それから、もう1つは、株間。あまり密接すぎるのは、もちろんよくないわけですが、そうは言っても収量も上げていきたいということで、過去から株間を40センチ、35センチ、30センチと段階的に、現在、引下げをしているところです。現在、3年目に30センチを試行しているところでございますけれども、令和3年度、昨年度におきましては35センチという形で茎間を少し詰めていって収量を取っていくということで、ここらへんをカビが発生しにくい状態にしながらも、限界ぎりぎりまで収量も取っていくという、そこらへんのチャレンジをしながらやっているというところが、そういう収量のアップとか、収入のアップというところにつながっているのではないかとこのように考えております。



[千種君 挙手]

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 先ほどの答弁、また、課長の答弁の中から、3カ年の計画、順調に改善はされている。

しかしながら、町長の答弁の最後のほうに、令和4年度最終部分でも約1,200万円程度の赤字の見通しということなんですけれども、先ほど、当然、成果が出たということなんです、この当然、1,200万円、キャッシュフローベースでの収支均衡を目指す、そこに、先ほど、当然、成果が出た部分は、そこだったんですけれども、これを最終的に経営を成り立たそうとした時の課題、先ほど、いろんな部分では成果が出たということなんですけれども、どこの課題を大きく解決すれば、そこに関しては対応できるのかというふうなお考えでしょうか。

[企画防災課長 挙手]

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） なかなか、だんだんと改善をしていきますと、改善の余地というのは少なくなってまいります。本当に、乾いたタオルを絞るような状態になってくるわけでございますけれども、その中でも、今、議員おっしゃったような、全ての面においても、全部精度を高めていくということがお答えになるわけなんです、特に、先ほども言いましたけれども、安定的に年間を通して収量を取ることで、委託販売の比率を、さらに下げていく。委託販売に出す時期が特に多いのが春先になります。この時期、春先から初夏の時期ですね、この時期は、トマトの単価も非常に下がってまいりますので、この時期まで、直販、買取りの価格を続けていっていただくためには、その前の時期から、やはり販売交渉というのが必要になってまいりますので、そのあたりを、今、2トンベースなのを、例えば3トンベースに上げていく。そして、直販の比率を上げていく、それによって、単価が上がっていくというようなことも、この精度を高めていくというのが1つポイントかなと思っております。

それから、先ほど申し上げました、計画的な株間の短縮。

それと、昨今、これは施設栽培に限ったことではないとは思いますが、堆肥、燃料、こういったものが高騰をしております。こういったことに対しまして、適切な値上げの交渉というのもさせていただかないと、なかなか農園の経営自体も厳しいのかなというふうに思っております。

それと、次年度、試そうかなということで、今、試験的に栽培をしております、現在、フルティカという品種で、品種自体はフルティカというものなんですけれども、2レーン、試しに、別の品種を試して、同じような種類なんですけれども、それを試して、収量のアップ、あるいは味覚のアップが図れないかというようなことも検討をしております。

あとは、春先の比較的安価な4月から6月ぐらいの時に、先ほど申しました直販比率の向上をすると同時に、この時期に逆に農園、収穫をしないスケジュールというのが組みないかというようなことも検討して、営業キャッシュフローベースでの赤字額の削減を図っていきたく、そういうふうと考えているところでございます。

[町長 挙手]

議長（小林裕和君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

この事業、開始してから、もう7年ぐらいになります。

当初から、私も申し上げてきたのは、何とか、今の農業を未来に向けて、次世代型農業ということで、若い人たちが、この農業に意欲的に取り組める、そういう1つのモデルができないかという挑戦をしていきたい。

やはり、片方には、IDEC との太陽光発電という、安定した収入があるということが前提。そして、民間企業と2分の1ずつの対等の出資事業として、リスクということは、当初からあるということは、皆さんにも申し上げてきたところです。

ただ、そのリスクも、これは、お互いに負担をしながらやろうと。

こうしたIDEC、電気の制御メーカー、ここも、これからの時代を考えた時に、専門のそうした電機メーカーの事業以外にも、こうした農業というものにも挑戦をしていこうという、お互いの思いというものが、1つ一緒になって取り組んだ事業です。

やはり、いろいろと、ものをつくる。計画的に、計画どおりいかない。工業製品でもありませんので、その年の天候とか、また、栽培も、ちょっとしたことで、病気が出たり、収穫上げて、何とか経営を改善していこうとして頑張ると、それが逆に、裏目に出してしまうというようなことを、これまで経験をしてきた。

その経験を、苦い経験をしてきた部分も含めて、それを基に、3年間、これから3年計画で、何とか経営を改善しようということで取り組んでいるということです。

先ほども答弁しましたように、経営会議ということで、町とIDEC、それぞれの担当者が出て、そこで、いろんなことを協議しながら決定をしておりますので、それに基づいて、少しずつ改善はできてきたという実績はありますけども、ただ、これが先ほど、千種議員がお話のように、今後、何とか収支均衡が取れる状態まで持っていけるのかと。こういう、3年間で持っていきたいということでの努力はしてきていますけども、実際、今年度、最終年度においても、なかなか、そこまでは改善ができない。

だから、今、課長も申しましたように、いろんな、していったって、精度を上げていく、努力をしていったって、できるとこまで頑張ってきたけども、最後、なかなか取り組めるところ、その今の事業の中で難しい状況に、当然、さらに難しくなってくるわけです。最後のところ。

だから、そうなってくると、根本的に、じゃあ収支を、均衡を取るためには何をしたらいいか。それは、ある程度、今までトマトというもので、挑戦してきたものが、もっと収益性の高い作物が生産ができないのか。そういうことも、当然、この会議の中でも検討をしております。

私も、副町長のほうにも、また、課長のほうにも、経営会議の中で、トマトということで挑戦して、ここまでやってきて、これ以上、なかなか、この収益が均衡取れないことになってくると、やはり、いつまでも、これを続けていけない。片方に、幾ら安定した太陽光の収益があるから、一般的な財政には影響を与えないという中での運営だったとしても、これは、じゃあ、根本的にどうしていくのかということを考える時期にも、今度はなってくるわけです。

ただ、そのことは、検討して、私も報告を聞いているんですけども、例えば、イチゴの栽培ではどうだとか、野菜関係とか、そういうものの栽培はできないか。そういうことも検討はしてくれております。

ただ、そのためには、施設そのものを、大きく変えないと、それぞれの作物に合った、また、施設に変更、そこにまた、投資が要るわけです。

あと、どの作物をつくらうとしても、大きなリスクは、当然あります。

特に、最近、町内でも、ああしてかなり品質の高いイチゴを生産して頑張ってくれておりますけれども、それを見ても、相当の経験と、これまでのノウハウがないと、そう簡単にいいものが生産して収益を上げていくというのは難しい。

それと、規模の問題ですよ。やはり、ここ大規模と言いながら 6,000 平米。このへんは、非常に、ほかの大規模なトマト生産なんかしている団地というのは、結構、全国にあります。そこが、そうなってくると、また、やり方も、販売の仕方、それを契約栽培とか、そういう形で、基本的には安定した形での経営ができていところも、いっぱいあるんですけども、6,000 平米というのは、なかなか、一般の規模が大規模でもないし、小規模でもない。やっぱり、農業で家族経営的にやっていくには、まだ、それには大きすぎる規模です。

ですから、そこらあたりの人、栽培をしたものの販売のルートと、また、それを生産する従業員、そういう人たちを、どう効率的に使って、生産をしていけるのか。どうしても、家族栽培的な規模であれば、その時期時期によって、家族で、一番効率のいい働き方になって、無理をして、収穫時期になると、相当、労働時間も長くなり、少ない時には少ないで済むというようなことが、そういうことが、家族栽培のいいところなんですけれども、そういう規模ではないんですね。

だから、ほかの栽培作物に変更していくということも、そう簡単にできないというところ。そのへんもにらみながら、検討をいろいろとしながら、何とか、このトマトで、収支均衡が取れるぐらいまで改善ができないかということで、今、こういう取組が3年目に入っているということでもありますので、見通しはどうだと言われると、私自身も、ずっと見てきて、なかなかこれは、本当に農業というのは難しいし、厳しいもので、計画どおり成果が得られていないということ、今後、じゃあ、それをいつまでも、こういう状態が続くということが、そういう状況が見えている、見えてくれば、見えておれば、確定してくれば、これは、やはり今のままの栽培という方法はできないだろうということ、このことまでは分かるんですけども、その後をどうするかまでは、今後、相手側の IDEC さんも、まだまだ、これ頑張ろうという気持ちがありますので、だから、そういうお互いの経営者同士の思い、そういうものが、まず、まだまだ、しっかりと、改善に向けての方向がある以上は、ここで頑張っていきたいということ、私は、IDEC さんのほうにも申し上げております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 幾つか再質問を準備して、後半にお聞きしようかなと思ったことを、今、全て答弁いただきましたんですけども、準備していたところ、確認をさせてください。

先ほど、課長からの答弁でありました、買取比率、これ去年の答弁の中でも、これを上げていきたいということだったんですけども、これが順調に比率が上がってきて、また、今後も、その部分を向上させていきたいということで、収益性が上がってくるということを確認させていただきました。

また、燃料費、肥料代、これ高騰しているということで、これ全国的な課題になっておるんですけども、そこに関しても価格転嫁という形で、何とか吸収しようということなので、このへんでも対応はされているということの確認でございました。

また、ほかの生産品目、以前にイチゴという名前が出たんですけども、このへんは、どうですかということも聞こうと思ったんですけども、今、町長のほうから話が、答弁が

ございました。

その中で、この事業の大きな特徴である1つに IDEC 株式会社さんとの合同でされているというところですね。その中で、当初から言われていたのは、民間企業と一緒に運営するメリットは、その経験やノウハウが共有できるんだということだったんですが、実は、売り方に関しましても、今まで課題でした、やっぱり安定した供給、いいものだから売れますよというんじゃないしに、やっぱり、いいものであっても、やっぱり安定した量であったり、安定供給ができるというのが、買い手さんとしては、非常に大きなファクターになっているというのは、これは普通のマーケティングで言いますと、普通の話でございます。

また、これも売上げの額からしましては、少ないんですけども、佐用高校と連携をしましたジャムの販売におきましても、当然、ジャムというのは、普通に安価で売られています。そこで、売っていくには、どういったところで、どこの売り場で、どういった価値で販売をしていくのかというようなマーケティングがしっかりとされた中で売っていく必要があるのではないかなというふうに思っています。これは、商品開発の段階から、ビジネスの基本となっている点なんですけども、ビジネスの基本がそうであるのと同時に、栽培面におきましても、計画段階から報告を受けていた内容としましては、栽培に関しては福崎の農場で実験をしてきたと。栽培技術は確立されていると、佐用に、このプラントを建設したら、あとは栽培して販売するだけですよという話だったんですが、今、ずっと答弁を聞いていますと、いまだに、栽培方法に関しては模索をされているということなんですけど、これに対して、否定的に言うというわけじゃないんですけど、そこにおいて質問の中でさせていただきました栽培部門であったり、販売部門の体制会議、2カ月に1回の経営会議であり、毎月開催されています月例会議、IDECさんと、役場の担当課のほうから出席をされているということなんですけど、このへんの基本であったり、このへんの、やっぱり長けた人材、こういったところを外部から登用するだとか、ちょっと方向性を変える。

今現在、確実に課題が見えており、それに対する対応はされているというのは分かるんですけども、このへん、この両者だけで、今後も栽培、また、販売に対して関わっていくのか。ひよっとすれば、先ほど言いましたような外部の人材等々を登用したほうが、何か解決案ができるのかと思うんですけども、そのへんに関してはいかがでしょうか。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 経営会議、私が職務執行者ということで、佐用町のほうで（聴取不能）をさせていただいております。

そんな中で、少し町長が言われた、話されたことと、担当課長がお話したことと、ちょっと、ダブる部分があるは思うんですけども、私の立場での出席で、いつも思っていることは、1つは「夢茜」という町のブランドをつくると、佐用町のトマトのブランドをつくると、これをしっかりとベースに置くということと、もう1つは、今、千種議員もお話のように、生産と販売、これの歯車を、どう合していくか。

生産については、いろいろと今まで現場も非常に苦労して、いろんな課題を見出す中で、それに対する解決策も取りながら、今、ある程度、この農園で生産できる量というのは、年間50トンがトップだろうと。そういう生産の、病気とか、いろんなものもありましたけれども、そういうものもクリアできる技術なりデータ、そういうものは蓄積して取っております。

あと、言われている、その販売との歯車を、どう合すか。これも、今、課長が、今後、収

支均衡に向けて、どう取り組んでいくか。改善策、そういうことで、お話、何点かしたと思うんですけども、私は、一番重点に置いているのは、今、冒頭で町長がご説明したように、「夢茜」が全体の7%。それと「舞茜」が30%。委託販売が63%。これ、生産したトマトが「夢茜」で売れるものが7%、そういうことでは決してないです。

要は、販売ルートに乗る、需要に提供できるものが7%ということで、その7%を、まず高めていく。いいものは、もうつくられていますので、その販売ルートに、7%を上げていくと、これをどうするか。

今、課長が言いましたように、この2月、3月時期の取引き、そういうものが一番高く売れる。春の単価につながっていくと、そこで、どうかみ合わせていくか。単純に計算していただいたら分かると思いますけども、「夢茜」は、ざっと1,000円単位で「とまらんトマト」、委託販売だと、もう半値以下の、これはもう計算すればすぐ出ますけども、今後、一番焦点を当てて取り組んでいこうというように考えているのは、直販を、買取直販を、いかに上げていくか。目標としては、8割、2割。そういう目標を考えられます。

こういった、議論を経営会議でして、今、ご提案のように、ほかの、そういった長けた人材をというお話もありますけども、私は、今、現場で、栽培については、現場で常に、毎月会議しながら改善をしている。

営業については、販売の営業については、IDECが、それなりの企業スキルで開拓をし取り組んでいる。そういう中では、もう少し、今まで、そういった経過で改善されてきた経緯も踏まえて、もう少し、この状況を保ちながら、さらに経営改善して収支均衡というところを求めていきたい。

また、求めていけるのではないかなという考えを持っております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） これも次、聞こうと思っていたところだったんですけども、先ほど、副町長のほうからもありました「夢茜」、2年度が10%だったのが7%。当初、僕、ずっと頭にあったのが、目標の収穫量が70トンで、「夢茜」をつくるんですという形だったんですけども、昨年度の、一昨年10%から7%、「とまらんトマト」が63%、このへんの価格差はどれぐらいあるんですかっていうのを聞こうと思ったんですけども、やはり安価な部分が多いということで、なかなか改善をしながらでも収支均衡が難しいのかなというふうな感想を受けました。

その中で、冒頭で言いました、決して否定をしているわけではない観点で言いますと、事業の計画段階、その後の質問の答弁から、今日の答弁の中にもありましたように、新たな農業、事業の可能性を探り、ビジネスモデルを確立することが第一で、横展開をするために、行政がチャレンジ事業として運営することということですが、もちろん、黒字、採算に合うというのが大前提ですが、行政が関わっているところの事業の大きな意味、妥当性というのが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、産業を振興するための農業振興の農業のビジネスモデル、そこに対して、何か策が必要だということなんですけれども、なかなか、このビジネスモデルだけで、今年度、3年目の改革を終え、今後も持続、継続することではあるんですが、これだけに、ちょっと頼っておるのは、ちょっと、心配なのではないかなという気がしてなりません。

と言いますのも、これを踏まえました、やっぱり農業の振興ということで、元気工房さようにつきましても、売場面積の拡張という計画が控えております。

先日の決算特別委員会でも質問をしましたが、生産者の育成、今回は、このトマト部門なんですけれども、そういったところの中でも生産者の育成事業を、いきいき帰農塾、農の匠等取り組まれているんですけれども、なかなか生産出荷に至っていないというような結果だと思い、答弁もございました。

売場拡張して、産業として支えていくには、これ、ちょっと難しいのかなと思うんですけれども、その観点からは、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先日の決算特別委員会の中でも、いろいろお話をさせていただきましたけども、なかなか農業の振興のために、これといった一手がないのが、現状であるかというふうに思っております。

おそらく、日本中で、そういったお悩みをお持ちの方、たくさんいらっしゃると思います。

その中で、少しでも一次産業の振興のためにということで、勉強も重ね、いろいろ検討もさせていただいておりますけども、ビジネスモデルの中で、これまで先代が行って来られた農業というのは、本当に、朝から暗くなるまで、ずっと外で働いて、作業されて、いいものをつくられて、ただ、売る目的で作っておられたという方は、おそらく、この地域には少ないのではないかなというふうにも考えております。

その中で、やっぱり一次産業で生活できる、そういったものにしていきたいということは、常々考えておりますので、ここで明確なお答えはできませんけれども、これから先、一緒に考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） そして、もう1つの観点でございます。これも先ほども質問の中にもありましたジャムの製造、販売ということだったんですけれども、佐用高校との連携というのも視野に入れての取組でありました。

ジャムの製造販売というのは、家政科が中心だったんですね。

トマトの生産におきましても農業科学科等々との視察研修等も組み込んで連携をしよう。

昨年の答弁の中では、今回の答弁でもありましたように、農園の収益向上というより、民間事業者との連携による高校生の学び場への貢献。ひいては高校の魅力化につながるかということだったんですけれども、これも、私自身も同じ意見でございます。

しかしながら、今回のジャムの件に関しましてもそうですし、去年から聞いております、じゃあ、農業科学科の方々が、この栽培方法、ここに深く関わって、何とか卒業後の進路になる可能性があるのかという質問をさせていただいたんですけれども、今回は、それなかったんですけれども、なかったの、そんなに考慮はしていないのかなと思っているんですけれども、そういった観点からしても、高校の魅力化、非常に高校の再編で、皆さんから、いろんなご意見を聞きます。そこの観点からにつきましても、これ、もうちょっと、見直す必要があるのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） まず、このジャムのお話ですけれども、先ほど、高見議員の防災に関するお話の中で、少しご紹介をさせていただきましたが、文部科学省の地域との協働による高等学校教育改革推進事業プロフェッショナル型というものの中で、先ほどの防災に関する取組、それから、健康寿命の延伸に関する取組、それに加えて特産品による商品開発ということで、これの、このジャム自体は、この採択を受ける前の段階ではございましたけれども、この流れの中でできてきたものでございますので、町長の答弁をしましたとおり、これで何か農園の経営収支改善を図ろうとか、そういう意図でしたものではございません。

この特産品による商品開発の、この高校で、今、されている部分、今現在も、このジャムに限らず、例えば、もち大豆を生かしたものができないかですとか、トマトを生かしたものでソースができないかですとか、そういったことを高校生が自ら商品開発を実際にやって、例えば、パッケージとかもデザインしたり、そういうようなこともしながら、高校の、そういう魅力化というと、ちょっと、大変、上から目線のような気がするので、なるべく、そういう言葉を使いたくないんですが、高校の生徒の学びを助けるようなことができないうようなことで、これは、企画防災課の職員もですけれども、農林振興課の職員も行っております。それから、IDECの職員も行っておりますし、近隣の食品製造会社の方、あるいは、学校関係の方も協力を得ながら、そういうことに取り組んでおりますので、引き続き、高校というのは、佐用町にとって、非常に大事な存在だと思っております。

最近、話題になっております赤字ローカル線の問題でも、佐用高校と姫新線というのは、本当に鍵になる部分だというふうに思っておりますので、引き続き、町としても、できる限りの高校との連携支援というのは図ってまいりたいというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） この佐用まなび舎農園の事業、先進的な農業の方式だということで、町長ともずっと言っていますように、農業を成長産業として捉えておりますのは、私も一緒でございます。

今回も、いろいろな質問をさせていただきましたが、是々非々、よい点、今、当然、改善されて伸びている部分は伸ばして行って、課題があれば解決していき、また、場合によっては、ちょっと、方向転換もしながら取り組んでいただいて、この3年間の成果が、きちりと出るとともに、何度も言います佐用町の産業育成という点からも取り組んでいきたいとお願いいたしまして、今回の私の質問は終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）

ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は1時15

分とします。

午前11時42分 休憩

午後01時15分 再開

議長（小林裕和君）

休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

13番、平岡きぬゑ議員の発言を許可します。平岡議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 登壇〕

13番（平岡きぬゑ君）

失礼します。マスク外します。発言したいと思います。

13番議席、日本共産党の平岡きぬゑです。

私は、歯科保健事業のあり方と、消費税に係わるインボイス制度についての2項目について、質問を行います。

まず、この席からは、歯科保健事業のあり方についてを質問いたします。

高齢期を健康で迎えるために、20本以上の歯を80歳まで維持するための取組である8020運動発祥の歯科保健活動を進めてきた佐用町南光歯科保健センターは、今年、3月で条例を廃止し、センターは廃止されました。

ちなみに、一般診療は、平成30年4月に廃止されております。今年で5年目になりました。

8月22日に開かれた全員協議会で、町は、5月13日に提出された「旧南光歯科保健センターを貸与して下さい」という陳情書について、南光文化センターの改修計画があるので、貸与できないという報告を行いました。

同じ日の午後、自宅には、NPO法人南光歯科保健研究会代表、新庄文明氏から「旧南光歯科保健センター施設貸与について、お知らせ」が郵送で届いておりました。送られてきたお知らせは、6月20日に副町長より町有施設利用し開業する意向の打診があり、事業計画を提出したとのことでした。そこで、改めて当局の見解を伺います。

①、新庄氏からの事業計画はいつ提出され、その内容はどのようなものですか。

②、施設改修計画の変更も含め貸与する検討は行われましたか。

③、徳久地区をはじめ南光地域の住民は、地元で歯科診療所を強く望んでおられます。住民の意向は生かされるべきだと思います。

平成28年、南光歯科保健センターへの保健文化賞の受賞理由は、全国に先駆けて「8020運動」を提唱し、実践し、在宅診療の実績評価と今後の活動への期待でした。

そこでお伺いします。

①、全国の訪問歯科診療の実績に比べ、本町、佐用町の実績は少ないとの指摘があります。町内歯科医院の在宅診療の状況はどのようになっていますか。

②、「お口元気連携票」に基づく情報開示はどのように行われているのでしょうか。開示後の訪問で半数以上が死亡されていたという指摘があります。実態をどうなのでしょう。お伺いします。

③、介護施設、福祉施設の入所者、また、歯科のない病院の入院患者の歯科診療など口腔健康づくりは積極的に取り組むべき分野だと思います。その実態についてお伺いいたします。よろしくご回答願います。



議長（小林裕和君）

はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは平岡議員の歯科保健事業のあり方についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、8月の全員協議会でもご報告させていただきましたが、旧南光歯科保健センターにつきましては、平成27年度に「南光歯科保健センターのあり方」について南光歯科保健センター運営協議会で何度か審議を重ねた結果、平成30年3月末に一般診療を廃止し、令和4年3月末をもってセンター自体の廃止を行ってまいりました。

現在、「歯と口の健康相談室」として、子どもたちの口腔ケアや、ブラッシング指導などを行い、活用をしているところでございます。こうした中、南光地区自治会長を中心とした陳情書が届いた次第でございます。

それでは、旧南光歯科保健センターの貸与に係る陳情書に関することにつきまして、順次、お答えをさせていただきます。

まず①点目の「新庄氏からの事業計画はいつ提出され、その内容は」とのことですが、陳情書は5月13日の日付で、実際には、町には5月23日に届いております。

町といたしましては、その後、そうした自治会長を中心とした連名での陳情ということで、行政としてもしっかりと受け止めて、地域のヒアリングなどを経て、6月21日、新庄文明氏に来庁いただいて、今後の方針を改めて検討する旨の説明を行うとともに、実施可能か否かは別といたしまして、一度、お考えの事業計画を書面にして提出をしていただきたいことを、お伝えをいたしました。そして、その、早速その夜にはメールにて、事業計画書が送られてきております。

その事業計画書の内容は、診療所の収支計算を中心とした内容でございますが、人口が減少していくことが予想される中で、その診療収入は過去一般診療を行っていた時の2倍以上の収入を見込まれるなど、相当無理のある計画ではないかとの印象を受けております。

次に②点目の「施設改修計画の変更も含め、貸与する検討は行われたか」ということですが、先ほど申し上げたとおり、事業計画書の提出を受け、改めて検討を行ってまいりましたが、特定の事業者には便宜を図り、行政財産を普通財産に変更して貸与することは困難であるとの結論に至っております。

③点目の「徳久地区をはじめ南光の住民が、地元で歯科診療所を強く望んでおられ、住民の意向は生かされるべき」ということですが、何度も申し上げさせていただきましたが、今回の地元自治会や地域づくり協議会からの陳情を行政としては、しっかりと受け止め、検討をいたしました。貸与は困難であるとの結論に至っております。南光文化センターなどの公共施設では、特定の事業者のみに便宜を図ることは難しいため、開業に当たっては、町内の空き家や民間施設を活用した事業展開も視野に入れてご検討をいただければというふうに考えます。

次に、歯科保健事業や訪問歯科診療に関するご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、①点目の「全国の訪問歯科診療の実績に比べ本町の実績は少ないと指摘がある。町内歯科医院の在宅診療の状況は」ということですが、平成30年度に実施いたしました在宅要介護者実態調査の180人のうち、86%が「かかりつけ歯科」があり、困ったら歯科受診することができるとお答えになっておられます。佐用町では日常的に「かかりつけ歯科」を受診している高齢者が多い傾向であります。その結果、要介護状態でも、「かかりつけ歯科」を受診する方が多く、訪問診療の依頼は少ない状況となっております。

「かかりつけ歯科」のない要介護者についても、今年度から、佐用郡歯科医師会の協力のもと、訪問歯科健診を行う在宅要介護者訪問診査助成事業を実施いたしております。令和4年度の訪問診査実績は、現在においては1件というふうになっております。

なお、ご質問にあります全国の訪問歯科診療の実績に比べ、本町の実績が少ないということは、これは何の統計資料に基づいて、そうした指摘がされているのか、これは、ぜひ平岡議員にお教をいただきたいと思っております。

次に、「お口元気連携票に基づく情報開示はどのように行われているのか。開示後の訪問で半数以上が死亡されていたという指摘がある。実態をどうとらえているのか」ということとございますが、お口元気連携票については、訪問診療を希望された場合は、歯科医師会への連絡様式としてはもちろん、要介護者に関わる多職種において、共通の連絡様式として使用しておりますが、一般に開示するものではございません。

また、平成29年度に町内のケアマネジャーによるお口元気連携票を活用した聞き取り調査を実施しておりますが、607人の情報提供を受け、歯科衛生士が訪問し、実態調査を行っております。調査から、既に6年以上たった中で、要介護者の現在の状況が、残念ながら、その607人のうち227人がお亡くなりになっているということとございますが、もともと亡くなられた方々はご高齢であり、ご高齢の方が、いろいろな体の衰弱、または、病気等で亡くなられておまして、それは、致し方ないというふうに、私は、思いますが、これが、その亡くなられた原因が口腔機能の低下だけの原因で亡くなられたという見方はいたしていません。

平岡議員の指摘される「半数以上が死亡された」というデータは、これも何を根拠に発言をされているのか分かりませんので、これ以上お答えのしようがございませんが、佐用町では、口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎の予防と死亡を減らすために、歯科衛生士の訪問をはじめ、佐用郡歯科医師会、病院、介護施設など、在宅要介護者に関わる多職種の連携を図っているところでございます。

最後に、介護施設、福祉施設の入所者、歯科のない病院の入院患者の歯科診療など口腔健康づくりは積極的に取り組むべき分野だと思いがとのご指摘でございますが、町内の全ての施設においては、それぞれ施設ごとに嘱託歯科医師がございまして、随時、歯科治療の対応や指導を以前から実施をさせていただいており、施設内においても、それぞれ職員の方が生活指導、また、介護の中で十分に口腔ケア機能の向上に努めていただいているというふうに思っております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君）                      平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君）                      質問した中で、町長のほうから逆に質問がどうか、問い合わせがありましたので、その件について、私のほうから質問ですけれど、最初の、その全国の訪問歯科診療の実績に比べて、佐用町の実績が少ないとの指摘は、何を根拠にされたのかという、この点ですけれど、これは、町のほうに、陳情書ですね、その中の理由として表示されております。町のほうも、これは見ておられると思うんですけれども、佐用町の全国の、この文書の中に、真ん中ぐらいですけれど、全国の平成29年度訪問歯科診療の月平均実績は84万6,904件。人口割にすると当町では月間113件に相当する。当町の実績は、その1割に満たない状況というのは、その訪問診療そのものが、月平均で人口割ですと、1割にも満たない状況、現状があるというのが、その陳情書の理由の1つなんです。

ですから、具体的なこの指摘は、実際、どうなのかと、改めて、こちらが、当局が、こういう指摘があるけれども、町内の歯科医院の在宅診療の状況はどうなっていますかという質問は、そういうことからです。

また、2つ目のお口元気連携票に基づく情報開示の件につきましても、同じ陳情書の中にある理由の中で、書いてあります。平成29年にケアマネジャーから町当局に届けられた数百件のお口元気連携票に基づく歯科衛生士が訪問した180例の記録によると、歯科医師への通知による訪問診療を行った10件を除く34件について、明らかな口腔機能の問題、口腔衛生不良による誤嚥性肺炎など、全身への健康影響が危惧される内容ながら、歯科医師会が情報開示を得て、令和3年度訪問調査した時点では、その半数以上が死亡されていたという。

ですから、この質問内容は、全てですけれど、陳情書の中で、自治会長さんをはじめ、地域づくりの会長さん方が陳情書として、元南光歯科保健センターの施設の貸与をしてくださいという、その理由の中に示されていた内容です。

ですので、私が作文したわけではないんです。その点、町のほうにも、この陳情書は、当然、届いており、それを基にして、町は検討されたと、今、回答がありましたので、ですから、その伺っている内容については、具体的に、町として、どのように実態を把握されているのか、改めて、議会の一般質問の場で明らかにしてほしかったので、質問項目として伺いました。それが根拠です。

それで、この今年、3月議会、条例の廃止提案で、町長は、町内の歯科診療において、訪問歯科診療の対応が可能である体制づくりができたと説明されて、また、5か所の診療機関が訪問歯科診療対応ができるとの説明も議会の本会議で行われています。

現在、3月でしたので、期間としては半年近くなりますけれど、訪問診療の状況はどのような状況ですか。先ほど、答弁の中で、1件というご回答があったかと思うんですけれど、改めて、その令和4年度からの訪問歯科診療をする場合、町として、補助金も出すということで、提案されて予算化されました。ですので、その補助金の活用についても実態、改めて、回答があったかもしれないんですけれど、再度、お答え願えますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほどの在宅要介護者訪問審査助成事業の分だと思うんですけれども、この件につきましては、先ほど、答弁にありましたように1件でございます。令和4年度1件でございます。

これにつきましては、お口元気連携票を基にケアマネジャーさんとかが訪問されておりましたので、そこから出てくる、お口元気連携票を基にさせていただいております。

まずは、お口元気連携票がケアマネジャーさんから町の歯科衛生士のほうに提出されます。それを基に、歯科衛生士が全員に訪問させていただきまして、必要な場合、歯科診療に向けるということで、歯科医師会のほうに、連絡させていただいて、歯科医師会が、開業医の先生方が訪問していただくというような事業でございます。

それにつきまして、令和4年度、ケアマネジャーさんから歯科衛生士のほうから出てきた件数といたしましては、6件ございます。6件のうち、1件が歯科医師会のほうにつなげさせていただきまして、先生方に訪問していただいたということでございます。

ですので、今のところ1件補助させていただいたということです。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 先ほど、町長のほうが、答弁の中で、どのような根拠を基にして、質問されたのかということで、今、陳情書を基にして、質問したことを説明させていただいたんですけど、そのことについては、改めて、町の答弁はないんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 陳情書を基にということで、陳情書というのは、これは多分、新庄先生が、それぞれ内容を書かれたことだと思いますけれども、それが、どういう根拠の中で、書かれているのか、これについては、当然、分かりません。平岡議員も、陳情書を、そのまま、正確なものとして、質問をされたということだということで、分かりました。

町としては、そうした陳情書をいただいて、先ほど、申しましたように、検討をさせていただいたということ、今、答弁をさせていただきました。

特に、佐用町の場合は、今までも調査をして、86%ぐらいの人がかかりつけ医を持っていらっしゃるということと、それから、多くの高齢者は、そうした施設、介護施設で生活をされている。そういう施設においては、それぞれが嘱託医が歯科もおられて、必要なケア、診療もそこで診られて、検診を受けられていると、そういうふうに、私は、解釈をしておりますから、だから、そのような、佐用町が全く、全国と比べて少ないと言われても、それは、必要なものは、ちゃんと、体制としてはできているというお答えもさせていただきました。

先ほど、課長が申し上げたように、今年度からは、先生方に診療をしていただく場合には、それに対する費用、手当も支給させていただくと、支援をしていただくという制度もつくっておりますし、そうした申請が6件、連携票で出てきた。それも、ちゃんと歯科衛生士のほうも訪問して、状況を確認をしながら、ちゃんと適切な処置をしているということ、そういうことを、佐用町としては、ちゃんとできていますよということ、お答えさせていただきました。それは、診療所の中には、そういう指摘があっても、それは、そういう理由で、そういう状況になっていると、ちゃんと、この歯科衛生、口腔ケアについては、実質、それぞれの担当者、担当課、また、関係の皆さん方が、協力しながら行っているという、佐用町の状況を説明した、それが回答です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 町内の歯科診療所の数の件で、ちょっと、確認したいんですけど、現在、佐用町には、5か所の診療所があるということで、いわゆる旧町ごとの診療所の実態から言うと、どのような状況になっていますか。伺います。確認です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 旧町ごとに確認と言っても、5つの診療所ですから、平岡議員も十分ご存じのことと思いますけれども、別に旧町ごとという考え方を、もうしなくてもいいんじゃないですか。佐用町のどこにおられても、どこの診療所にも行かれておりますから、なぜ、そういうふうないい方、確認が必要なのか。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） やっぱり、身近に診療所があるというのが、やっぱり住民にとっては、一番安心なことなんですね。これまで、一般診療が行われていた歯科保健センターが、旧町の時に、南光の場合ですけれどもあった時点では、非常に歯の関係では安心できていた状況を肌身で知っております。そういう中で、旧町ごと、合併したから1つの町になったんだから、どこでもええんじゃないかと言うけど、やっぱり、だんだん高齢になってくると、やはり身近なところで、行きやすいところにあるというのは、非常に町民にとって、大事な要件だと思います。何で、そんなことを聞くのかということ聞かれるほうが、私は、どうかと思いましたが、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これは水掛け論ですけれども、身近なと言われても、私らも、例えば、佐用の、旧佐用町の人が上月の歯科医院にかかられている人もたくさん知っていますし、三日月へ行っておられる方も知っています。それは、それぞれが身近なというのか、そういう思い、考え方は違うと思いますけれども、これは幾ら議論しても、それぞれの思い、考え方でしょうけども、私は、そうは思っていないということで、回答させていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） やっぱり、町民の人の気持ちに、ぜひ寄り添ってほしいと、町長、思います。一言、言っておきます。

それで、5か所、ご存じだと言われたんですが、以前、健康さよう 21 では、6か所だったんですけど、5か所になっています。ですので、確認というのは、そういうこともあって、ちょっと、健康さよう 21 で数字も変わってきています。診療所の数からいくと、人口も確かに、少ないとはいえ、佐用町の場合、全国の人口で割った、健康さよう 21、これは、前のものを、ちょっと、しっかり読んでたんですけれども、一番新しいものでも、診療所の数は、人口 10 万人に対して施設数は県内の順位で 40 位、これは順位変わっていません。つまり、佐用町は歯科診療所が決して多い町、自治体ではないということなんですね。変

化していない。

しかも南光の徳久なり中安地域では歯科医がないという、以前の町立の診療所ができた状態と同じような状況ができていますので、やはり、住民に寄り添った、住民のための施策として、公立の施設をつくった経過がありますので、そういう点では、住民の人が安心して、歯科診療所に行ける、そういう体制というのは望まれる声があるというのは、今も診療所が、一般診療なくなっているんだけど、強くあるということだけは認識しておいてほしいと思います。

これは、国の法律もそうですし、兵庫県は 2011 年 4 月に県の条例を制定して、条例制定の中で歯科分野も、歯の分野も、ちゃんと条例上、きちんとしましょう、推進しましょうという立場に立って行われております。佐用町の場合は、むしろ公立の施設を廃止したんだから、そういうことでも、どうなのかなと思うんですけども、先ほど、質問の中で、訪問診療の数も現在のところ 1 件だけだと。必要としている人が少ないんだと、数の上ではそうなんですけれど、じゃあ、なぜ、そんなに少ない数しかないのかというのは、必要とする人が、この数だけ見たら、必要とされていないんだからということと結論づけてしまうのか、必要としているけれども、それが、ちゃんと届いていないんじゃないかと、私のほうは、そういうふうなことを思うんですが、住民に寄り添って、一人一人の、人口も少ないですから、顔が見える状態の自治体ですよ。ですから、そういうことで、対応してほしいんですね。大事にしていくということで。その点は、回答していただけるといいんですけど、いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 先ほどの平岡議員からおっしゃるところなんですけれども、私といたしましては、数が多い少ないというところよりも、この件につきましては、ケアマネジャーが必要な方には、きちんと対応していただいております。

ケアマネジャーは、高齢者の特に必要とされるような方々に行っていただいているわけなので、そこから出てくるお口元気連携票によって、歯科衛生士が、もう一度訪問させていただいて、きちっとお口の中を見させていただき、指導だけで済むものであれば、指導させていただき、引き続き指導が必要であれば、数回にわたって歯科衛生士も訪問させていただいております。

その中で、やはり、診療が必要かなというふうな方につきましては、一旦、検診をしていただくということで、先ほど言いました事業を利用させてもらって、歯科医師会のほうにお願いして、歯科医師会から先生方に訪問していただくというようなことを実施しておりますので、件数として少ないから PR ができていないというわけではないというふうに、私は、考えております。

ケアマネジャーさんからは、きちんと、PR もしていただいておりますし、啓発ということもしていただいておりますので、その点については、お知らせいたしておきます。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初に戻るようなんですけれども、陳情書の中に、その理由として上がっている数というのは、全国の中央医療協会ですかね、そこでまとめた全国的な数値を基にしてはかった場合、佐用町の場合は、その人口に比べて非常に対応というか、数が少ないんじゃないかという、そういう指摘なんですよね。

ですから、決して、今、実態として少ないのが、みんなが、ちゃんと対応ができていて、それで、少ないんだというような課長の答弁は、そのように言われたかと思うんですね。ケアマネジャーさんを通して、必要な人に対しては、衛生士が対応して、そして、診療につなげているから、その数が少ないから対応ができていないということではないという回答だったので、あえて、その傾向としては、決して、抽象的なものではなくて、そういう統計もあるので、そういうのも、よく吟味してほしいと思います。

それで、新たに、制度として変わって、実際、訪問歯科診療が寝たきりの方や障がい者、自宅にいる方などの口腔ケアについて、随分前にも指摘したところなんですけれども、県の歯科衛生士、但馬ですけれども、リーフレットも作成して、これは、神戸新聞にも紹介がされていきました。相談窓口や治療などの施設も紹介したりして、オープンにしているんですね。だから、それを利用するかどうかは、当人ですけれども、そうした情報、広報でもやっている点もありますけれども、もっと、リーフレットを作成するとか、今、コロナで大変だから、保健所のほうも大変なんですけれども、兵庫県も、そういう進んだところとか、そういう対応をしているところもあるので、ぜひ佐用町でも掘り起こしといたらあれですけれども、要求を、ちゃんと組み上げていくような取組も、私は、必要ではないかと思えます。実態だけで、よしとしないで、そういうことも取り組んではどうかと、これは提案ですけれども、いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） ご指摘のとおり、リーフレット等を作成して、PR していくという提案でございますが、今のところ、ケアマネジャーさん等を通じて、再三にわたって、歯科衛生士もケアマネジャーの会に入れさせていただきながら PR もさせていただいております。

今現在については、そこにとどめさせていただいておりますが、今後、そういった要望等ありましたら、検討していくというふうな材料にさせていただきたいなというふうに考えております。

そういうふうに考えております。以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 最初の歯科保健センターの施設を貸してくださいと申し込んだ時には、施設が空いていたというか、先ほどのご回答では、相談室として活用している。毎日ではないけれども、私も年齢の小さな子供さんに対して、衛生士さんが指導をされているところなんかも見させてもらったりして、こういう活用をされているんだなということは、見させてもらっているんですが、相談室として、活用している、あの施設であるとか、それから、南光文化センターを改修するという話についても、この歯科保健センター

を貸してくださいという話の中で、町から、具体的な回答という形で、お聞かせいただきました。

地域の方に、そういう改修計画があるから貸せないという話だそうですねということをお知らせしたら、あの施設、どこを、まだまだ、きれいだし、見た目がきれいという意味でもあるんですけど、どうするんですかねとかいって、全然、地域で緊急性と言ったらあれですけど、そういう要望として1日も早く、この施設を何とかしてほしいという、そういうような実情じゃない状況の中で、公共施設の改修について、提案がされました。歯科センターを貸せない理由として説明されております。その点は、具体的には、どのようなことになるのか、また、地域の関係者に対する説明であるとか、そこらへんは、どうなんでしょうか。伺います。

〔副町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） その前に平岡議員も、南光の文化センターの、今の利用状況、例えば、行政目的で、まちぐるみ健診、特定健診、そういった会場に使っていたり、それから、民生委員さんや、いろんな会合に中央ホールというんですか、ホールを使っていたり、今、旧歯科センターについては、子供さんの相談室に使っている。そういう実情は、ご存じだと思います。

そういう中で、施設は、まず、今、余裕のあるというんですか、空き、要は、行政目的のない形で空き部屋としてあるという、そういう部屋は、まず、基本的にありません。

それから、もう1点、施設の状況の話ですけども、それは、いろんな見方があるとは思いますが、あの施設は、昭和50年代に建築されて、例えば、町内、撤去しましたけど三日月の文化センターや、上月の文化センターと同じ時期に建設されています。途中、エレベーターとか、いろんな改築、あるいは、雨漏りとか、そういうこともあって、修繕等も随時やってきておりますけども、一番、その施設で困っているのは、水回りというんですかね、そういうところが非常に老朽化しています。

実際に、旧保健センター相談室につきましても、そういった床下で漏水がある中で、水が使えないという、そういう施設としての根本的な問題というんですか、修繕、そういうものを施さないと、今後、長寿命化というんですか、長期的に使う施設としては、限界にきているということと、合わせて、議員の皆さんにも、今までも何回もご説明させていただいていますが、こういった施設の改修については、特定の補助金とか、そういうものはありません。そういう中で、町としては、合併特例債、財源が確保できる、そういう見通しの中で、この計画を進めていかなければならない。これは、にわかに、貸してほしい、そこで開業したい、そういう申出がある前に、今、お話したように、基本的に施設の状況、それから使用状況、そういうことも考えて、町としては、そういったものも念頭に置きながら考えていったことで、にわかに、今、貸すという、貸さないという、そういうレベルで、こういう計画を思いついたことではありません。

今までも、町長のほうから、そういった施設の長寿命化、改修、そういうことは、随時、話をさせていただいております。そういう中でも、冒頭でお話しましたように、南光の文化センターについては、いろいろな使用を、今もされている。そういうところを、考えていただければ、今、平岡議員が言われたような、そんな発想が出るということは、私には理解できません。



[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 施設を改修することについて、どんな発想だったんですかね。

そういうのが、きっかけになって、文化センターについて、改修されるんだよというのは、一般的にと言ったら、私たちが知るところになったというか、具体的に、公共施設の長寿命化であるとか、いわゆる一般的な話ではなくって、南光の文化センターの改修工事について、具体的な話が出たのは、これをきっかけにしているということで、私は、話を、言ったのであって、その長寿命化について、長期的な考え方というのは、計画書も出ていますから、そういうことで、何か、ちょっと、言葉のあれですけども。

それと、施設の改修について、いわゆる合併特例債を充てたいから、いわゆる合併特例債の使える期限も限られてきているので、そういうこともあって、急ぐといったらあれですけど、期限を見て、計画するということなんですが、合併特例債以外に、施設で有利な借金いうたらあれですけど、使えるものというのは、合併特例債以外の建物で使えるものっていうのはないんでしょうか。有利なものとしては。どうなんですか。

[副町長 挙手]

議長（小林裕和君） 坪内副町長。

副町長（坪内頼男君） 起債の面から言うと、合併特例債だけじゃなしに、佐用町全域が過疎という指定がされていますので、過疎債。これは、でも、枠配分というのがありますので、町が、これに充てたいからということで、財源が保障されるものではありません。

それと、計画を、地域に、あるいは、具体的にというような表現されましたけれども、やっぱり計画というのは、公に、それを表示したり、検討するというのは、やはり議会、予算、そういった手続きがあって、着実に進めていくということです。

今、私がお話したのは、1つの背景として、我々が、いつも行政で携わらせていただく中で、こういった課題がある。こういったことに関しては、こういう考えの中で進めていく。そういうレベルでの南光の文化センターの改修、そういうものは、私は、町も議員の皆さんも共有していただいている認識だという意味でお話させていただきました。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） いわゆる、施設つくる上で、合併特例債という、そういう起債もあるけれども、過疎債も指定町でありますから、それは、そう言ったから使えるというものでもないということも理解します。

けれど、そういうものも使えるということは分かりました。

で、この関係については、時間もありませんので、置きたいと思いますが、住民の福祉向上するというのが、行政の基本ですから、そういう点で、また、訪問歯科診療のあり方について、広く町民にお知らせをして、そして、その有効な行政として活用できるような方向で発展してもらいたいということを述べて、この点について、1項目目については、質問を終わります。

それでは、2項目目について、質問を行います。

2つ目につきましては、消費税に係わる適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度についてです。

消費税は、低所得者ほど重い税制です。コロナ禍に加え、現在、物価の高騰が家計や中小企業の経営を直撃しています。消費税減税は、生活支援に直接給付と同じ役割を果たし、中小企業、事業者支援につながります。コロナ禍が続くもと、くらしや営業への支援策として消費税減税に踏み切る国・地域、世界的ですけれど、81か国、2022年3月現在ですが、上っています。

小規模事業者は年間課税売上高が1,000万円以下は消費税を免除されてきました。令和5年、2023年10月、来年ですね、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」を実施しようと、これは国が法律で決めました。インボイス「適格請求書」、つまり法律で定められた請求書という意味で、発行者の氏名・社名と登録番号、取引年月日、取引の内容・金額、適用された消費税率と税額が記される。インボイスを使って計算し、納税することが義務付けられ、インボイスのない仕入税額控除は認められないというものです。個々の取引一つ一つにインボイスを求めることは膨大な事務負担を事業者に課すことにもなります。

シルバー人材センターの会員の方から、私は、個人事業者として会員に対しインボイス制度が適用されることになるということで、初めて、このインボイスという言葉を知りました。また、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから国への意見書など懸念の声が全国から上がっている実態です。

そこで、佐用町での影響について伺います。

①、全国500万の免税業者、また、1,000万人といわれるフリーランスに影響があると指摘されております。町内の免税事業者等の実態はどのようになっていますか。

②、シルバー人材センターでの影響はどのように把握されていますか。

③、暮らしを守る最も有効な手段が消費税の減税です。インボイス制度に対する町の見解を伺います。お願いします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からの消費税に係わる適格請求書等保存方式（インボイス制度）についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、最初に、インボイス制度の目的につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますが、現在の日本の消費税制度におきましては、事業者は、消費者から消費税を預かりはするものの、売上高1,000万円以下の場合は、納税が免除されております。また、売上高5,000万円以下の中小事業者の場合は、経理処理等の実務負担軽減を考慮して、売上額から納税額を概算計算する方式、いわゆる、簡易課税が認められており、本来の納税額より少額となる場合があります。この制度により、国に納められるべき消費税の一部が事業者の手元に残ってしまい、消費者が負担する額と国に納められる額に差が生じております。この差を、より少なくするための制度が、インボイス制度でございますが、この制度の導入によりまして、事業取引における消費税額及び8%と10%が混在している消費税額を正確に把握することができ、中小事業者への事務負担に考慮しつつ、消費者から受け取った消費税を正しく国に収めることができるということでございます。

①点目の町内の免税事業者等の実態はどうかということについてでございますが、町内の免税事業者数は、町においては把握することができませんが、町県民税の課税データと、

相生税務署管内の消費税申告者数の統計データから人口按分しますと佐用町内の免税事業者及びフリーランスの人数は1,300人ほどと推計をされます。

影響として考えられるのは、事業者が、適格請求書発行事業者登録をすれば、課税事業者となり適格請求書の発行ができ、他の課税事業者からの仕事の依頼はこれまでと変わらないと考えますが、消費税を納税する義務が生じます。反対に、適格請求書発行事業者登録をせずに免税事業者となれば、適格請求書を発行できなくなり、他の課税事業者から依頼される仕事が減少する可能性もあります。

したがって、消費税はあくまで消費者が支払った消費税の預り金であり、適格請求書発行に向けて課税事業者になるか、または免税事業者に留まるかは、取引状況に応じて個々に経営判断を下されるものと考えるところでございます。

②番目のシルバー人材センターでの影響はどのように把握しているかということにつきましては、現在、佐用町シルバー人材センターにおきましては、会計処理といたしまして、請負額に係る消費税から、同センターの会員に支払った配当金に係る消費税を控除して納税をしており、シルバー人材センターとしては、負担はないということでございます。インボイス制度が導入される場合、同センターの会員が新たに消費税の課税事業者となることは、難しいということですので、そのため、同センターが仕入れ税額控除を受けることができなくなり、納税額が増えるのではという懸念をされているわけでございます。

ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられております。

公益的な団体である同センターにおきましては、新たな税負担が発生した場合の財源はないと聞いておりますので、このため、運営上の大きな問題と考えられており、全国のシルバー人材センターと連携して、国等に制度の導入に当たり、会員への配当金を制度の適用から除外するなどの安定的な事業運営に支障の生ずることのないような、適切な措置を講ずるよう要望を行っておられますので、今後は、その動向を見守りたいというふうに考えております。

③点目の暮らしを守る最も有効な手段が消費税の減税です。インボイス制度に対する町の見解を問うということですが、減税してもインボイス制度の制度とは関係ないわけでありまして、廃止すれば、また、インボイス制度というのは必要なくなるわけですが、インボイス制度に対する消費税の引上げ分は、社会保障財源に充てられ、基礎年金の国庫負担割の引上げや低所得高齢者の介護保険料の軽減、幼児教育・保育の無償化などに、現在、使われているということでございます。住民生活を守る、そうした貴重な財源となっており、国の進める制度でございますので、住民の皆さんが支払われた消費税が正確に全て全額納付されて、そうした国の財源として、住民福祉等にも、しっかりと使われるように、理解を図って、この制度は、そうした制度の運営が的確にできるようになればというふうに、私は、思っているところでございます。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 言葉の意味そのものが、ちょっと難しかったので、インボイス制度と言われても、何のことかなと思って、ちょっと、いろいろと、それに関係するものを質問に当たって、分からないことを聞きながら勉強しましたが、複数税率、2019年10月から消費税を10%に引き上げた時に、そのインボイス制度は、それから4年後の2023年、

来年 10 月から開始するということが、その時点で決まっていたということなんだそうです。

ちょっと、それも知らなかったんですが、その制度が理由として国のほうが言っているのは、食料品などが、いわゆる 8% というふうになって、10% のものと 8% のいわゆる複数税率になるから、帳簿だけでは、きちんと、税金が入るかどうかわからないから、きちんとした、そのインボイス制度という法的になるものをつくって、国のほうにお金を上げようということの意味だそうです。

そういう点では、先ほど、町長は、国の制度であるからということなですけれども、確かに、国が決めた制度ではあるんですが、いわゆる 10% なり 8% という、そういう消費税そのものが複数になっているものを 5% に減税することで、インボイス制度そのものをする必要もなくなりますし、住民にとっても、今、物価がどんどん上がって大変な状況にある中で、国としては、むしろ国際的にも消費税を引き下げていくという大きな流れがあるわけだから、そういうふうな方向にすれば、住民の懐も温まって、むしろ経済は活性化するんじゃないかというふうに、いろいろ、このインボイス制度を見る中で、私は、そう思いましたし、そういう政策を、私たちは掲げております。

消費税そのものは、利益に応じて課税される所得税とか法人税とは違って、納税、赤字になったら納税しなくて、それは済むんだけど、消費税そのものは、赤字でも納めなくてはならないという、そういう性格のものでもあるので、中小企業の皆さんにとって、いろいろ大変なことが、これから待ち受けているなどということは、ちょっと、思いました。

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 2 分ね。

議長（小林裕和君） 発言の途中ですけれども、あと発言時間 2 分ですから。ご承知おきください。

13 番（平岡きぬゑ君） 2 分です。2 分です。

で、最後に、インボイスの関係で、特に通告出してからなんですが、暮らしを守る有効な手段の消費税の減税なんですが、地方自治体に対しても、このインボイスは、非常に、今、全国的に混乱が生じているというふうに、新聞報道がありました。

その町として、会計、一般会計、あるいは特別会計持っておりますけれど、上下水道などは、特別会計で、既に、制度として消費税の関係ありますけれど、一般会計については、何も、今のところは申告義務がないので、対応がされてないけれど、今後は、必要になるというふうに指摘があるんですが、その点は、いかがなんでしょうか。地域経済に打撃もありますし、また、地方自治体の財政的にも課題があるというふうな指摘について、具体的に検討されている状況がありましたら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 自治体における影響については、総務課長のほうから、財政のほうから答弁させていただきますけれども、このインボイス制度を 8% と 10% という 2 つの税率があるからインボイス制度というふうに、私は、理解していないんです。

もともと、5%になっても、私たちが、消費者が5%でも8%でも10%でも消費税として納めた消費税が、今、事業者においては、1,000万円以下の売上げの方は、それは納入義務がないと、言わば、消費税が、ちゃんと納めた額が、本当に公金として、ちゃんと、公金にならないと、言わば、事業者の手元に残ってしまうと、そのところが、この制度の一番問題であったということで、今回、そういう10%にする時に合わせて、この制度によって、みんな、誰もが、国民誰もが消費者、納めた者が、きっちりと公金として、みんなのものとして使えるようにするという制度だというふうに、私は、理解しておりますので。  
あと。

[総務課長 挙手]

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

一般会計の場合ですけれども、消費税法に規定がありまして、一般会計につきましては、売上げの税額は仕入れの税額と同額として取り扱われるというふうに規定しております。

したがって、現在、消費税の申告義務はございませんし、今後も申告の義務はないということでございます。以上でございます。

13番（平岡きぬゑ君） そうですか。

[平岡君 挙手]

議長（小林裕和君） 平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 町が、いろんな工事したり、修繕したりする時に、地域のいわゆる小規模な方に対して…、終わりますね。はい、時間がなくなりましたので、終わります。また、続きは、次にしたいと思います。終わります。

議長（小林裕和君） 平岡きぬゑ議員の発言は終わりました。  
続いて、7番、児玉雅善議員の発言を許可します。児玉議員。

[7番 児玉雅善君 登壇]

7番（児玉雅善君） 7番議席、日本共産党の児玉です。

アクリル板が置いてありますので、マスクを外させていただきます。

今回、私は、平福に新設予定の駐車場について。そして、持続化給付金の所得算入の扱いについて。また、もう1点は、公衆電話の設置状況について、この3点について、お伺いさせていただきます。

まず、この場では、最初の平福に新設予定の駐車場について、質問させていただきます。

道の駅ひらふくの前に60台収容の駐車場の設置が計画されています。現在の道の駅の駐車場は手狭で、土日など満車状態の日も多く、平日でも昼頃は大抵満車で、諦めて通り過ぎる車両もよく見かけます。町中にもレストラン KUMOTSUKI の駐車場があるくらいで、あとはJAのところと、瓜生原周辺の民家の前を観光駐車場として利用させていただいているくらいで、観光の皆さんにも、大変、ご不便をおかけしているのが現状です。地

元の皆さんも新しい駐車場の設置は本当に喜び期待しているところです。

そこで、お伺いします。

7月の末だったと思いますが、現場、予定されているところ、測量されていました。用地の買収は完了したのでしょうか。その、また、見通しは怎么样了のでしょうか。

次に、地権者は何人になるのでしょうか。

また、予定地を囲むような形で町道がありますが、道幅も狭く、国道からの進入口も狭くなっています。駐車場工事の一環として町道も改良できないのでしょうか。

また、駐車場の付帯設備として、トイレの設置が必要であると思いますが、見解をお聞かせください。

駐車場の完成、そして、供用の開始はいつ頃になるのか、その見通しをお願いします。

そして、最後に、以前から何度もお願いしていますが、道の駅前交差点、非常に危険です。駐車場ができると、国道を渡り道の駅に行く方も増えて、ますます危険度が増します。信号機の設置を含め総合的に交通安全対策が必要になると思いますが、見解をお聞かせください。

残余の質問と、残りの問題については、所定の席からお伺いさせていただきます。よろしくお祈りします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの平福に計画をしております、道の駅の駐車場についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の用地買収は完了したのか。その見通しは怎么样了かということですが、用地買収につきましては、現在、地権者の皆様と用地交渉の最中ですが、まず、駐車場整備事業についての地権者の皆様方には、ご理解をいただいているということでございます。

ただし、用地購入費が税制上等の特例措置の対象になるためには、土地収用法の事業認定が必要となることから事業認定に向けた事務を同時に進めております。公衆用道路や庁舎建設など土地収用法上、明確に規定されている事業であれば、この手続きもスムーズに進められるわけですが、当事業のように、駐車場整備のような場合は、認定についても確定ができません。それぞれ、税務署との協議が要ります。他の類似した事例においても相当慎重な協議・審査が実施をされておまして、県との事前協議では、認定申請までの準備協議に数カ月。その後、認定申請から許可まで最短でも6カ月以上が必要だということでございますので、用地買収の完了までには、当初予想より相当時間が必要になるというふうな状況になっております。

地権者の皆様には、駐車場の事業認定は困難で、非常に、そういうことで、時間がかかることということで、この点については、当初からご説明を申し上げているところです。

2点目の地権者は何人になるかということですが、現在、予定しております土地の地権者の方は、お亡くなりになった方も含めて3名の方で所有されております。

3点目の駐車場工事の一環として町道も改良できないかということですが、現在、用地交渉中でもあり、事業も計画中の段階でありますので、どのように、どこが必要か、また、具体的にどうした改良事業計画を、その周辺も含めた事業計画にしていこうかということについては、まだ、お答えはできません。

4点目の駐車場の付帯設備としてのトイレの設置が必要であるというふうに、見解はど

うかということでございますが、今回の駐車場整備の中では、当然、道の駅というもののトイレで、駐車場でありますから、道の駅にトイレが設置、整備されております。何百台もの駐車場であれば、そうしたトイレも必要になってくるわけではありますけれども、最高でも 60 台ぐらいの駐車場でもありますし、距離も遠くにつくる駐車場ではございませんので、当然、現在の道の駅のトイレ、これを使用させていただくということで、新たな駐車場にトイレの設置というのは考えておりません。

5 点目の駐車場の完成、供用開始はいつ頃になる予定かということでございますが、先ほど、ご説明申し上げましたように、土地収用法の事業認可時期が、まだまだ不明でありまして、用地買収の完了にも、それが確定していかないと、なかなか地権者の方と契約を結ぶということは難しい、できませんので、はっきりとした、ここで時期的なものは、当然、申し上げることはできませんが、できるだけ早く、そうした事務を進めて、用地がご協力いただいて、買収ができれば、できるだけ早く着工していく準備も、事前にできることはしていきたいというふうに考えております。

最後の道の駅ひらふく前交差点の安全対策ということでございますが、これ児玉議員から、今まで何回もご質問なり、要請があったところで、以前にも、その都度、答弁をさせていただいているとおりでございます。ご質問の道の駅の前道路、国道、その交差点といたら、T字路の交差点ですね、国道 373 号線と智頭急行平福駅へ連絡する町道京橋線の交差であり、国道からは、道の駅のほうの入り口、出口が併設をされているという、確かに、ある程度、出入りが多くて危険な交差点ということについては、以前からも、そう指摘されているとおりであります。

そのために、国道 373 号線の整備として、県土木事務所により、平成 17 年に歩道の設置などの道路改良が完了をして、平成 30 年 3 月に、車両から夜間の歩行者が見えやすくするため、交差点照明が、そこに 1 基増設をされて、平成 30 年 6 月には、道の駅南側カーブ手前に北進車両の運転者に対して、交差点での注意喚起を促す横断者注意の看板 2 基の設置も行われてきたわけであります。

信号の設置などの安全対策についてのご質問でございますが、先ほどの、これまでも説明をさせていただいたように、道路管理者である県土木事務所が警察等の協議の結果、照明や看板設置などの安全対策を既に行ってきておりまして、その効果はあると思われる状況や、交通の混雑状況からも、現在のところ信号機の設置というのは困難であるというふうに、県からも回答を受けております。

以上、このご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7 番（児玉雅善君） 分かりました。

そしたら、用地が買収、まだということなので、青写真であるとか、設計とかもまだということで、解らせていただいてよろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 青写真というものは、当然、そこに駐車場を設置しようということ

で、検討しておりまして、今ある土地の区画、図面を利用して、どれぐらいな駐車が可能か、また、その土地が周辺との関係の中で、いろんな大きな問題はないかとか、基本的なことは、当然、事前に、調査をしないと、そんな話は進めることはできませんので、そういう意味での青写真は持っているわけです。

ただ、今、これを測量をきちっとして、道路において、駐車場において、安全に、そこに車が侵入できる。そして、中での区画图。それから、周辺、その土地も農地ですから造成をきちっとしなければなりません。そういう計画を、これから行っていくという、これが設計図ですから、だから、まだまだ、そういう設計については、とりあえず概略の設計は青写真はできておりますけども、詳細設計は、当然、これからだということです。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） あの土地と、それから、国道との高低差がかなりあるんです。それと、国道との間に水路もあります。そういった面で、駐車場の高さで国道との面を合わせるようにするとか、それとも、駐車場は1段か何段か、ちょっと、もっと低い位置にされるのか、そういったことも、まだ、決まっていますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほど申しましたように、土地の状況というのは、当然、私どもも、現地も見ていますし、また、大体の基本的な高低差とか、周辺の町道が裏にありますし、そこにも水路があります。それから、国道側にも大きな水路があります。そういうところも基本的には、ちゃんとこれは、状況を把握をして、設計事業者のほうに、これは事業費に大きくかかわることもありますので、当然、水路をなくすわけにもいきませんし、水路、国道から、同じ高さに、国道と同じ高さに造成をしようとするれば、裏側の住宅側のところの道路というのは、非常に大きな擁壁をつくらなければできませんし、そうすると、相当の事業費がかかります。

だから、当然、これは第2駐車場ということで、そこに建物をつくるという考え方はございませぬし、今の駐車場の台数が非常に少ないので、先ほど、児玉議員も言われたように、何とか、それを補う駐車場としてなので、事業費とも兼ね合いをしながら、できるだけ経費の節減も図れるような効果的な駐車場計画にしていかなきゃいけない。

ですから、当然、今のままの土地の高さでは、農地ですから、田んぼでしたから、水も雨も、かなり、ちょっと降った時には水がたまるという状況ですから、そこから、幾ら土地を上げていくか、高さを上げていくか、これは、今度の進入路、入り口のところも含めた計画の中で決めていきますけども、現在の国道側にある水路、これも一段低いところに水路が走っています。その水路よりか高くすることはありません。そういう計画で考えております。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。



7番（児玉雅善君） はい、分かりました。

そしたら、あそこの、あのあたりの土質というんですか…なんですけれども、私、もう5、6年前ですか、あそこの現場より、少し北側の土地なんですけれども、そこのあるお宅の庭から庭木をいただいたことがあるんです。その時、庭木を移すのに、掘り下げたことがあるんですけれども、町道から、50センチも掘ると、ものすごい粘土質なんです。あの土地ね。そやで、多分、あの現場の土地もかなりの粘土質、水分の多い粘土質だと思うんですけれども、そういった土地に、工事に対する影響はどんなもんなんでしょうか。かなり工事が難航するとか、そういった面はないんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そういう設計の内容まで、いろいろと話していくと、切りがないというところがありますけれども、先ほど申しましたように、これ駐車場だけなんです。そこに、建物、例えば、道の駅をつくるということであれば、また、それなりに基礎とか、そういうものは、そういう支持地盤層まで、ちゃんと、きちっと掘り下げなきゃいけませんし、逆に、駐車場で、盛土をしていかなきゃいけない。だから、下が粘土層があったとしても、それ全体で地盤として支える形で造成していきますから、当然、上の耕土といって、田んぼの田んぼ土は取り除けますけれども、それから上へは山土なりで全体を盛土していくわけですから、そんなに重い重量のものが入ってくるわけじゃない。十分に、それは駐車場としての施工をすれば、工事上、それが、ただ、水がどんどん湧き出すとことか、沼地のようなところなら、それは大変ですけれども、そうじゃございませんので、そんなに心配はしていません。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） そうすると、これはもうあれなんですけれども、進入路、それから出入口は、どういった形を考えておられるんでしょうか。正覚寺の通用門前の町道がありますけれども、そちらのほうからの進入という形になるのか、そこらへんも、まだ、設計、やっぱり、分からないですか。ちょっと、分かりましたら、お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 次々、お話していったら、詳細設計になってしまいますけれども、当然、先ほど言いましたように、土地の高さ、そういうものを決めて、駐車場の道路との高低差、そこから国道からスムーズに入れるようにという考え方でやりますから、今ある、正覚寺の前の道路、それが、やっぱり1つ基本になりますからね。

それからあとは、そこで駐車場を利用をされた方が、道の駅の施設のほうへ歩いて来られる、できるだけ最短の近い道で来られるような設計とか、そういうことは、当然、設計

の中で、ちゃんと、できることはやってくるわけで、これからの設計です。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 分かりました。

次、交通安全の面について移りたいと思うんですけども、何回も質問して、信号の件では、お答えいただいているんですけども、先日も、こういうことがあったんです。地元の方の車が南側から来て、道の駅の前に横断される歩行者の方がいらっしやっただので、横断歩道で止まったと。そうすると、後続車が、あそこ智頭線の駅のほうへ行く右折専用のレーンがありますけれども、そこから2台の車が、後続の2台の車が止まっている車を追い抜いて、直進していったそうなんです。この時は、歩行されていた女性だそうですけども、直前に止まりはって、何とか事故にならなくて済んだんですけども、そういったように、本当に危険な道路なので、道の駅と、それから、この駐車場はできますと、ますます危険になることが考えられます。

地元の者が一番心配しているのはそこなんです。

道の駅の信号も、もちろん含めてですけども、それとカーブの、陣屋門下の横断注意の看板が設置していただいていますけれども、やっぱり、なかなか、ちょっと小さいし気がつかない方もいらっしやると思うんです。そういった面の総合的に平福全体の交通安全対策も考えていただいて、進めていっていただきたいと思います。もう一步踏み込んだお答えがありましたらお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も今の段階で、そういう危険性というのがあります。ただ、交通安全の面では、施設と同時に利用される方、どちらにしても歩行者も、また、車を運転される方も両方、交通安全に、安全確認をしっかりとしてもらわなきゃいけませんし、そういう使い方の面でも事故のないようお願いしたいということで、施設面の問題については、先ほど答弁した、それ以上の答弁を、今、ここですることはできません。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

本当に、今後の事故、そういったことのないことと、それから、工事中の安全面も十分に考慮していただきまして、事業を進めていただき、1日も早く、完成するようにお願いしまして、この問題に対しては終わらせていただきます。

第2の質問です。持続化給付金の所得算入の扱いについて、お伺いします。

公営住宅に入居されている方が、持続化給付金やコロナ対策協力金等を受給された場合、その給付金等が収入として算定され、家賃や国保税等が前年度より上がるという事例があることから、4月12日、参議院で共産党の山添拓議員が持続化給付金等が収入として算定

され、家賃値上げになるということを認識しているか。家賃算定の基礎となる収入から給付金や協力金を除外することは可能かとたどしました。

それに対して、政府は4月22日に給付金等が収入に算入され公営住宅の家賃が前年度の家賃額を上回るということはある。給付金等を家賃算定の対象外となる「一時的収入」とすることは「公営住宅の事業主体の判断」で可能であるという答弁書を出しました。

兵庫県でも、6月16日の県議会建設常任委員会で、共産党の入江次郎県議が政府答弁書を示し、「持続化給付金などは一時的な収入として扱い、県営住宅の家賃算定に含まないようにすべきだ」と要求し、県当局は「検討する」と答弁しましたが、8月14日に「入居者から持続化給付金や家賃支援給付金、雇用調整助成金などが一時的な収入だと申請があり、確定申告書などで確認できる場合は、家賃算定の収入としない」と県公営住宅管理課から回答がありました。

そこで、お尋ねします。

本町では、持続化給付金等の収入算定は現状どうなっているか。

持続化給付金受給者で、前年度より町営住宅の家賃や国保が上がった場合の事例はあるのか。あれば、その件数等も教えてください。

今後、持続化給付金等を「一時的な収入」として扱い、家賃算定に反映させないようにすべきだと思いますが、見解はどうでしょうか。お聞かせください。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、児玉議員からの2点目のご質問でございます持続化給付金の所得算入の扱いについて、お答えをさせていただきます。

まず、1点目、本町では、持続化給付金等の収入算定の現状どうなっているかというご質問でございますが、現在、家賃算定は、国税の所得申告に基づいて算定をしておりますので、申告上、所得とみなされる給付金は、算定の対象ということになります。

次に、持続化給付金受給者で、前年度より町営住宅の家賃や、また、国保が上がった事例はあるのか。あればその件数も教えてくださいということでございますが、現在の確定申告に関する本町で確認ができる資料の範囲では、コロナ関連の給付金の有無及びその種類や金額は、一切確認ができませんので把握できておりません。

これは国保も同様でございます。

最後に、今後、持続化給付金等を「一時的な収入」として扱い、家賃算定に反映をさせないようにすべきだと思うが、その見解はどうかというご質問でございますが、国税において、課税所得になる場合は家賃の算定対象と判断をいたしておりますが、兵庫県では、県営住宅家賃の算定からは、コロナ関連の給付金等は除くとの回答を得ております。これを受けて、本町でも、現在、西播磨管内各自治体の公営住宅担当者に聞き取りを行っており、周辺自治体の動向も踏まえて対応を検討していきたいということで、思っております。

現在、まだ、取扱いを決定しているわけではございません。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） はい、ありがとうございます。

持続化給付金以外で、所得に算入されているコロナ関連の給付金等は、どういったものがあるのでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） これは、あくまでも国税資料に基づくデータなのであれなんですけれども、基本的には、持続化給付金がコロナの場合、メインの課税対象になるということでございます。

ですから、雇用支援なんかで出ている分の、雇用保険の臨時特例法に基づく支援金なんかは初めから非課税となっておりますので、児玉議員がおっしゃっております事業所得なんかで、コロナの対策として出されている給付金という中では、特に、コロナの場合は、持続化給付金が対象になるというふうになってくると思います。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 先ほど、町長の答弁に関連してきますけれども、通告書の提出前にお聞きした際には、国や県の方針を得たので、近隣他市町の対応を調べているとのことでした。

調べていただいて、その結果、兵庫県内において、対応を決められた自治体、算入しないということを決められた自治体はあるのでしょうか。あれば、どのくらいあったんでしょうか。分かりましたらお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 申し訳ございませんが、これ、今、各自治体に問合せしておりますのが、あくまでも担当者レベルでの問い合わせでございまして、正直申し上げまして、他の自治体も、今、検討中というところでございます。

私どもと同じように、検討中というお答えが多ございまして、あとは、あくまでも、それも担当者レベルの話でございまして、正式にどうされるかという他の自治体の情報は、まだ、私どもも、正式に得ておりませんので、なかなか、私どもの参考にさせていただくのに、この後、どうしたものかというところで、そのへんで、検討に手間取っておるところでございます。

当然、それは、我が町も一緒でございますので、ほかの自治体も同じような状況で検討に慎重になっておられるのかなというふうには考えてございます。

と言うのも、コロナの、先ほど申し上げました給付金関係につきましては、あと例えば、漁業者なんかですと、漁業者への経営継続補助金とか、いろいろほかにもあるんですが、佐用町の場合関係ないんで、主に持続化給付金が主なものになってこようかとは思いうんですけれども、これは別のことで、皆様にも一旦、前に申し上げたことがありますけれども、

一番初め、給付金が出だした頃は、給付金の対象者が公表されたんですね。

ところが、すぐに、公表を、国、県、やめてしまいましたので、どなたが給付を受けられているかも情報としては、町の場合、自治体が全く持っていないという状況でございますので、例えば、仮に対象にすると判断した場合でも、非常に、その算定が難しいのではないかなというのは、事務的に現実的な問題でございます。

ただ、ほかの市町についても、私どもと同じように、その取扱いは、今、検討されている最中だという形でお答えをいただいたところが、ほとんどでございますので、なかなか、ここで明確に申し上げるところは、現段階ではございません。申し訳ございません。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 現実に、私の知り合いにいらっしゃいます。この方の場合、持家なんで、家賃は関係ないんですけども、持続化給付金等を受給したために、その方は、国保や介護保険、後期高齢者などが上がったと言われている方があります。

仕事が減って、収入が減って、年金は下がり、国保などの負担が増え、燃料や食料品など、もろもろの物価も上がっております。本当に町民の皆さんの生活ぶりが苦しくなっています。

中には、不正受給などで、本来の収入より多額の所得になっている方もあるかもしれませんが。しかし、そういう方は、ほんの一部だと思います。ほとんどの方は、本当に困っていらっしゃいます。

ほかの市町の動向等も大切かもしれませんが、こういう時こそ、他市町に先がけて、給付金等を、所得に算入しないことを、一日も早く決定すべきだと思いますが、もう一度、見解をお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 先ほども、申し上げましたとおり、議員のおっしゃることも十分理解させていただいていますが、佐用町だけが偏った判断とならないように、周辺自治体の状況も踏まえながら、冷静に、慎重に検討したいと考えてございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） そういうことで、その検討の段階で、佐用町がイニシアチブを取る形で、率先して、進めていただきたいと思います。

そういうことをお願いしまして、この質問に関しては、終わらせていただきます。

最後に、公衆電話の件ですけれども、6月議会でも一般質問で取り上げさせていただきました。

その後、いろいろ反応、町民の方からもお聞きしまして、追加で質問させていただきます。

まず、避難所では専用回線を引いているということでした。電話機も避難所に設置してあるということでしょうか。そして、実際に使用できるまでの、避難所を設置してから、その公衆電話を実際に使用できるまでの所要時間、どのくらいあれば、使えるようになるのか。

そして、公衆電話の設置場所と数を旧町単位でお答えください。

それと、設置場所が分かるように、もう本当に、町中走っていても、どこに公衆電話があるのか、ほとんど分かりません。駅等には、私もずっと回っていたんですけども、駅とか道の駅、あそこらへんには、設置してありました。それ以外では、本当に、どこにあるのか分からない状態です。誰でもが、分かりやすいように、公衆電話、ここにありますというような看板なり、案内ができるようになればいいかと思います。そういった、(聴取不能) お考えはないのか、お伺いします。

そして、例えば、地域的に、本当にない、設置していない地区があります。そういった場所に、どこか分かりやすい場所に、新たに設置されるような考えはないでしょうか。以上です。

議長 (小林裕和君) 庵途町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長 (庵途典章君) それでは、児玉議員からの公衆電話の設置状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

6月議会でも申し上げましたが、公衆電話は総務省の基準により、設置及び管理はNTTの義務となっておりますので、町としてお答えできる内容はNTT西日本への確認や町で把握した範囲ということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

1点目の避難所では専用回線を引いているということですが、電話機も避難所に設置しているということか。実際に使用できるまでの所要時間ということのご質問ですが、各避難所において備品等のケースにて電話機も含めて、これを保管をしております。避難所開設の際に回線を接続すれば即時通話ができるということでございます。所要時間というのは、NTTに申し込んで、また、そこから回線をNTTのほうで、開いていただくというような手続きは要りませんので、即使えます。

なお、避難所に設置しております公衆電話は、NTT西日本が、平成25年度より各避難所に整備したもので、避難された方が外部の方に安否の報告を行うことを目的とするものであるために、発信のみの利用が可能となっております。

2点目の公衆電話の設置場所と数を旧町単位でお答えいただきたいということですが、まず、佐用地域の公共施設には9か所、民間施設に10か所。上月地域においては、公共施設に7か所、民間施設に8か所。南光地域においては、公共施設に9か所、民間施設に5か所。三日月地域においては、公共施設に3か所、民間施設に2か所、設置をされております。

3点目の設置場所が分かるような標識等をつけるべきではないかということですが、本来は事業者であるNTTが設置するべきものを、公費で賄うものではないふうにご考えております。事業者に対しまして、標識等の設置要望というのは、必要であれば、検討をまいります。

4点目の例えば、大坪から山脇、真盛、早瀬などには1台もないと思うが、ある程度の間隔で設置するべきと思うが、その見解はということですが、携帯電話の普及が進みまして、公衆電話の利用状況が激減する中で、距離的要件だけではなくて、利用実態

や災害時の通信確保の重要性、利用者アンケート結果など踏まえて検討して、意見募集を経て決定された設置基準に基づいて、NTTが公衆電話の整備をされているというものでございますので、それは、私のほうで、当初に申し上げましたように、確認をした範囲での答弁ということで、ご了解いただきたいと思います。

以上で、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） 先日、決算特別委員会で審議した決算書によりますと、雑入として、公衆電話利用料4万5,810円上がっています。これは、町が管理している4か所分の公衆電話利用料ということですが、1回10円とすれば、4,581回の利用があったということになると思います。

1年間で、4,581人というか、4,581回と言うべきかですが、これが多いのか少ないのか別にしてもスマホや携帯が行き渡った現在でも、これだけの利用者があります。本当に公衆電話を必要としている方がいるということだと思えます。

6月議会の私の一般質問で、町内55か所に公衆電話があると、設置されているということでした。そうすると、町民1人当たり、1年に3回ぐらいは公衆電話が利用されているということになるのではないかと思います。

スマホ等を所持していない方、また、災害時や緊急時、そして、防犯のためにも、もう少し、公衆電話の設置場所を増やしてもいいのではないかと思います。これは、先ほども町長の答弁がありましたように、NTTの範疇にはなるとは思いますが、見解をお聞かせ願えれば、よろしく申し上げます。

〔総務課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 幸田総務課長。

総務課長（幸田和彦君） お答えいたします。

4万5,810円の収入の件でございますけれども、これは1年間という訳ではございませんで、要は、10円入れて、ボックスの中にたまって、いっぱいになったらというような形かなと思っております。

ですので、正確には、1年につき何回というのは、把握できないというようなことでございます。

それと、公共施設の分につきましては、14か所ございますので、14か所のうち、いっぱいになるか、その直前ぐらいでの料金の回収ということになります。したがって、年に何回という回数につきましては、若干、多めに見積もられているのではないかなというふうに感じております。以上でございます。

〔児玉君 挙手〕

議長（小林裕和君） 児玉議員。

7番（児玉雅善君） よく分かりました。

確かに、便利な世の中になりました、スマホ等がある人にとっては、いいんですけども、本当に、それを使えない方。また、持って出るのが忘れた時に、交通事故にあつたりとか、そういった面もあるかと思っておりますので、できるだけ、積極的に、設置のほうに動いていただけるようお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 児玉雅善議員の発言は終わりました。  
お諮りします。ここで、しばらく休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後3時20分とします。

午後03時04分 休憩

午後03時20分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。  
引き続き、一般質問を行います。  
10番、廣利一志議員の発言を許可します。廣利議員。

〔10番 廣利一志君 登壇〕

10番（廣利一志君） ちょっと、マスクを外させていただきます。

最後の一般質問になります。「教育」で選ばれる佐用町であるために。

保育園児の保護者からの一言、「小中の時の町行政からの様々な支援、補助はありがたい。しかし、その先のことについては、町は考えておられない。その先の進学を考えた時、引越しも考えている」と。

30歳代から50歳代の多くの保護者の方たちに、そのご感想をお聞きすると、おおむね保育園児の保護者のご意見を肯定的に捉えられていました。つまり、中学、高校から先の進学を考えた時、佐用町から引越し、移住は何の抵抗もなく、むしろ当たり前のようにお考えであるということでした。

10数年空き家の利活用、移住支援に取り組んできましたが、そんな移住されてきた皆さんが、子供さんたちの進学で佐用町を後にされるという現実にならぬよう衝撃を受けながらも、そんな皆さんの声にいかに応えていくかを考えていきたいし、町長のお考えもお聞きしたい。そんなふうに思います。

まず、1点目、保育園児の保護者のお考えに対する町長、教育長、教育委員会、教育長の率直な感想をお聞かせください。

教育に対する長期・戦略的な考え方について、特徴を上げるとすると、佐用町の教育、何を上げることになりますか。

佐用高校の学科編成について、特に農業科学科について、卒業後の進路から見て生徒・保護者がお考えのように、編成替えなど考える時期だと考えませんか。

4点目、小中一貫校についての見解をお聞かせください。

5点目、家計に占める教育費の負担の増大と、さらなる支援策の充実について、町長のお考えをお聞かせください。



再質問は、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、本議会、一般質問最後のご質問でございます。廣利議員からの教育について、教育で選ばれる佐用町であるためにということでの、ご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

教育に関する質問でございますので、基本的には、本来、教育長が答弁をさせていただくところでございますが、教育長が欠席でございますので、まず、私のほうからお答えをさせていただきますして、あと再質問等につきましては、西川教育推進室長も、出席を今日はしておりますので、教育委員会のほうから西川室長からも、また、必要であれば、答弁を、お答えをさせていただければと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、1点目の保育園児の保護者のお考えに対する、率直な感想ということでありまして、保育園児の保護者ということでありまして、ちょっと、そこまでのことは考えておりませんでしたけども、ご質問の内容によって、子供の、そうした教育において、多くの保護者が、お子様が高校、あるいは大学進学時に家族で佐用町から引っ越しすることを考えている。このことに対しての感想ということでございます。

もう既に、実態としては、高校だけではなくて、もう中学校の時から、そういうふうには、教育のために、引っ越しを、移住をされている。そういうことは、私も知っておりますし、また、引っ越しまではしなくても、現在の、それぞれの進学状況を見ますと、中学校の時から、岡山のほうの中学校、また、姫路のほうの中学校、そういうところへも、かなりたくさんの子が既に行っておられるということでありまして。

多くの保護者が、そういうふうには考えておられるという、そういうことで、廣利議員のほうは、非常に衝撃を受けているということでありまして、そうは言っても、どれぐらいの割合の方が、そういうことをされているのか。そういう考え方をされて、また、実際に、それを実行をされるのか、そのへんは、なかなか分かりませんが、先ほど、申しましたように、私も、もうこれは、こういうことは、もう何十年も前から、そんなに多くはありませんけども、私が知っている範囲でも、何人もの方が佐用町から姫路とか神戸のほうへ出た。移住して、子供の教育に当たられたということは、存じておりますので、そういう考え方があること自体、そうした方がいらっしゃることも、私は、別に、そんなに驚くとか、衝撃を受けるというような思いはありません。そういう考え方は、もっと、今でも、もっともっと強くなってきているというのが、やっぱり、想像はしていくわけです。しているわけですが。

特に、最近の傾向として、移住まではしなくても、教育、特に、県立高校でも、平成27年度に学校の通学区域というのが再編をされまして、姫路のほうまで全部通学区域に、校区になりました。それによって、子供にとっては、学びたいことが、学べるという、そういう教育の学区が広がって、進路の選択肢が増えてきたということ、このことによって、さらに佐用高校なんかの進学を見ても、かなり町内の子供たち、佐用町の子供が、そういう中学校から、また、高校から、町外の、また、かなり遠くの学校まで行っているということで、佐用高校での町内出身者の割合が非常に減ってきていると、そういう実態、これは、今、皆さんが、そういう状況を認識していただいているところです。

また、最近は、特に、最近といいますか、ここずっと何十年、やはり核家族化が進んで、また、一世帯当たりの少子化、昔のように、本当に兄弟5人も6人もというんじゃないで、

非常に少子化が進んでおりますので、そうした社会構造の変化を背景に、子供を育てる保護者の生活スタイル、また、教育にかける経済的な考え方、教育にかかるお金に対しても、考え方が非常に変わってきていると。最優先で子供の教育に、これは、昔も変わらないかもしれませんが。そういうことで、保護者にとって、非常に子供の教育に大変なお金をかけているという実態、これは、やはり、どの家庭見ても、みんな、やっぱり保護者、そういう状況が伺えます。

いつの時代、これはもう最近だけじゃなくって、いつの時代においても、子供の将来、特に、将来を考える時に、教育ということ、この親の気持ちというのが、本当に大きなものがあります。

子供の教育を中心にした、また、そうした最終的に移住というような選択肢、これも以前から、先ほど申しましたようにありましたし、今後も、どうしても、そこは増えていく可能性もあるだろうなということは、私たちは前提に考えなきゃいけないところがあるかと思えます。

佐用町におきましても、先ほど申し上げましたように、以前からそうした考え方のもとに、町外へ転居されるケースがありましたし、廣利議員が聞かれたように、保育園に通園している時点で、そうした多くの保護者が、転出を当たり前のよう考えられておられるということであれば、これは、本当に、もっともっと、そういうことが増えるということになってしまいますので、しっかりと保護者の考え、皆さんの状況というのは、考えた上で、いろんな面で、これから町の将来のあり方においても、考えなければならぬ大きな問題ではあるというふうに思います。そうした価値観が多様化しております。非常に、そうした経済的な余裕も、生活の面で出てきたという点も、これはいい面であるかと思えます。そうした生活の経済的な、ある程度、余裕が出てきた中で、教育に対する考え方も、それが実施可能な形で考えられているというところ、こういう改めて、そういうことを実感、私はしたところでございます。

これは、そういうことになれば、心配していくように、さらに佐用町の人口減少を招くということは、本当に大変憂慮すべきことでもあり、残念なことだというふうに思いますが、ただ、そうした親の思い、そして、子供たちも、そうした意欲を持って、いろんな面での勉強をして、そういう多様な学びを求めていくということ、誰も、これを止めるわけには、当然いきません。ただ、それを佐用町でかなえられるようにしなさいと言われても、それは、そういう教育機関、また、施設も実際にはないわけですから、これから、また、新たにつくるということ、そんなことは佐用町で独自にできることでもありません。だから、今、できていることは、これが逆に町外へ出ていく1つのきっかけにもなっている面もあるんですけれども、今、学校、高校、大学や専門学校へ通学をされ、いろんな学びをされる人たちに対して、佐用町に住んでいただいて、佐用町から、そういう学校に通学をして、また、佐用町に戻って就職していただくとか、そういう取組をすることが、私たちができる1つの方法ではないかと思えます。

それが、1つの交通問題で、姫新線の高速化をしたり、利便性をしたり、また、この智頭急行なんかも1つの大きな力となって、佐用町に住みながら、子供たちの夢をかなえられるような環境づくり、これが私たち行政としてできる、町としてできる1つの方法だということで、ただ、先ほど言いましたように、それが逆に、外へ出ていってしまう、若い人たちが出ていくきっかけになってしまっているという、そういう反面もありますので、そこは、非常に難しい、なかなか行政がコントロールできることではないということではないかと思えます。

それぞれ、私の思いも含めて、お答えをさせていただきましたけれども。

次に、2点目の教育に対する長期・戦略的な考え方ということについての、佐用町の特

徴は何かとのご質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

佐用町では、教育基本法に基づき、令和2年3月に、第3期佐用町教育振興基本計画を策定いたしております。これは、国、県が示す基本方針を参酌して、地域の実情に応じた教育振興方針を定めたもので、5年ごとに見直しを行っております。

佐用町では、計画の基本理念を、「夢ある教育 きらめきプラン」と掲げ、子供たちが、将来に夢や希望を持ち、いきいきと、輝きながら活動する姿をイメージしたものでございます。

今、社会は、ソサエティ4.0と言われる情報化社会から、さらに進んだ、ソサエティ5.0を目指しております。デジタル社会は日々進化をしており、これからの社会は変化が激しく、予測困難な時代とも言われておりますが、そうした時代を生き抜くため、子供たち一人一人が、目標に向かって、主体的に、また積極的に学ぶ力と、自らの考えと判断力で問題を解決し、よりよい社会を創造していく力の育成が重要になってまいります。

そのため、小・中学校の義務教育課程においては、まずは、子供たちの発達段階に応じた「確かな基礎学力」と「人を思いやる豊かな心」、そして「健やかな体づくり」など、バランスのとれた教育活動に重点をおき、現在、進めているところでございます。

また、進化する情報化社会への対応も、新たな分野として重要な課題となっております。

高等学校においては、今年度から情報Ⅰが必須科目となっており、今の高校1年生が大学受験をする、令和7年度大学入学共通テストには、情報の科目が加わることが決まっております。

小学校では、既に、令和2年度からプログラミング教育が必須となっており、町内の小学校でも、5年生の算数、6年生の理科でプログラミング教材を使った学習を行っております。

また、中学校の技術科では、プログラミング学習のほか、IPアドレスの仕組みやファイアウォール、データの暗号化といったサイバーセキュリティ対策、知的財産権などの著作権や情報モラルなど、今後、到来するソサエティ5.0社会を見据えた基礎学習を行っております。

一昨年度は、国を挙げて「GIGA（ギガ）スクール構想」が進められ、佐用町においても、小・中学生に1人1台のタブレット端末を配備をいたしました。各学校では、朝学習でAIドリルをしたり、また、授業では、調べ学習のほか、タブレット上にみんなが意見を出し合い、そこから深い学びにつなげる学習をするなど、タブレットを学習の道具として積極的に活用をいたしております。

コンピューターを使った、これらの学習は、単にコンピューターの操作を習得するためだけのものではなくて、自ら考え、活用する能力を養うもので、高校・大学へと続く系統的な情報学習の基礎部分を学んでいるものでございます。

ご質問の長期・戦略的な考えについては、これまで述べてきたように、これからの社会の変化を見据え、子供たち一人一人が将来歩む道は違っても、自らの力で、その道を切り拓き、豊かな生活を送れるよう、その基礎づくりを小・中学校で養っていることをご理解いただければというふうに思います。

次に、3つ目の佐用高校の学科編成について、特に農業科学科は編成替えを考える時期だというふうに考えないかという、ご質問でございますが、高校の学科編成については、県の教育委員会の管轄でありますので、現時点で発表されていること以外、今後の計画や編成方針等を把握はいたしておりません。

近年、近隣の高校でも特色を打ち出すため、学科の新設や再編等が次々に行われております。この傾向は、今後も続いて行くと思われまますので、中学校の進路指導においては、早い段階から進路希望や将来の職業希望を把握をし、佐用高校と意見交換をする場で、今

後の見通し等について話し合っていく必要があるというふうに考えております。

次に、4つ目の小中一貫校についての見解というご質問でございますが、最近、近隣の町でも小・中一貫校とか義務教育学校の報道も、よく目に、また、耳にされることかと思えます。

これは、平成28年度に小・中一貫教育が制度化をされ、少子化による学校規模適正化と相まって、各地で設置が進んでいるものでございます。

いずれの学校も、その源流は義務教育課程の9年間を通じて、一貫した教育を体系的・連続性を持って進めようというものであって、6・3制にこだわらず、4-3-2制や、5-4制など、柔軟に学年を設定できるのが1つの特徴でございます。

一般校と、こうした小・中一貫校や義務教育学校とでは、それぞれ、メリットとデメリットがございますが、9年間を通じて見守ることの体制は、成長の早熟化への対応や、中1ギャップ・不登校の解消、また、系統的で連続性をもった学習活動を進める上で、必要不可欠な取組だというふうに認識をいたしております。

佐用町でも、令和2年度の小学校統合により、旧町単位で1小学校1中学校となったことで、より、小・中学校の連携が取り組みやすい体制が整ったところであります。そこで、令和2年度に佐用町型連携教育推進プロジェクトを立ち上げ、昨年度から学校規模適正化も見据えつつ、佐用町の現状に見合う形で、小・中一貫校にならった連携教育に着手をいたしたところでございます。

佐用町型連携教育では、5年間の到達目標を掲げ、佐用町における教育的課題に取り組むとともに、小規模校のデメリットを解消するため、小・中連携だけでなく、小・小連携、中・中連携、また、それぞれの地域との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

現在、小・中の交流事業のほか、中学校の教員が小学校の授業を行う「乗り入れ授業」や、双方の教員が授業参観を行い、子供たちの成長や学習のつまずきを確認するなど、系統的で連続性のある教育活動に取り組んでおります。

こうした取組により、小学校6年生の児童からは、「中学校への不安が和らいだ」とか、「中学校の授業が楽しみになった」というような声も聞かれております。

また、教員からも、「入学してくる児童の様子を事前に把握することで、不登校の未然防止につながった」という声も聞かれ、少しずつ成果が出てきているのではないかとこのように実感を感じております。

本年度においては、小・中合同評議員会を開催するなど、さらに連携を深めるとともに、地域に根差した学校づくりを進めて行く所存でございます。

次に、最後のご質問の家計に占める教育費の負担の増大と、さらなる支援策の充実ということについて、にお答えをさせていただきます。

町では、教育に係る保護者負担の軽減を図るため、これまで、様々な支援施策を実施をいたしてきております。

町の自主財源であります太陽光発電の売電収入を財源に、副教材費相当額として小学校は1万5,000円、中学校では3万円、町内商店で使える子育ての支援券も配布しております。

また、学校給食においては、給食費の半額助成や地産地消・質的向上事業として1食当たり、さらに60円の食材費の補助、学童保育では、第2子以降の利用料の免除、中学校通学のため、自転車購入費の助成、準要保護者への就学援助、高校生までの医療費の無償、大学生等の通学定期券の購入助成など、それぞれ、これまでも何度も説明をさせていただきました。そうした施策を行っているところでございます。

また、経済的な負担軽減だけではなくて、小学校へのスクールアシスタントや介助員の配置のほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる支援体制の整備

など、子供たちの発達段階に応じた、各種の相談事業やサポート事業も充実をさせてきたところでございます。

今後、各種施策を維持・充実させながら、子育てのしやすい町づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、少し長くなりましたが、ご質問に対するこの場でのお答えとさせていただきます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） まず、再質問を幾つかさせていただきますけれども、小中一貫校のことについて、佐用町独自というか、連携教育がされているし、年度、年度で、それが進行しているという状況だというふうに思うんですけれども、まず、その一貫校という形での調査検討というふうなことについては、その連携校、連携教育という形が、要するに、例えば、一貫校というような形に進化していくのかというふうなところについて、ちょっと、お聞かせいただければなというふうに思うんです。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） お答えします。

小中一貫校とか、義務教育学校につきまして、教育委員会のほうでも何か所か視察等をさせていただきます。そこでお話を聞きますと、やはり長い間の連携教育の下積みがあるということをお伺いしました。大体 10 年以上連携教育をしてきて、その暁に少子化だったりとか、規模適正かなんかという、そういった背景があつて、一貫校の看板を上げた。義務教育学校にしたとかいうようなお話を視察先では、よく聞いてまいりました。

ですから、どこの学校も連携教育は、随分前からやっておるんですけども、私ども佐用町といたしましては、あえてそう看板を上げるまでもなく、実態として連携教育を充実させていこうという考えでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 歴史をたどれば 2000 年に広島県で、この小中一貫校というのが全国で初めてスタートしまして、全国に広がって、現時点では、これ昨年状況ですけど 151 校、5 万 9,000 人。一貫校というか、義務教育学校という形、形態は、ちょっと違ったりしますけども、いわゆる小中一貫校というのが 151 校の 5 万 9,000 人と。

で、2016 年に改正学校教育法というので位置づけられ、今、言われているのは、今後、さらに増えるだろうということと、都市部でもあるんですけど、地方のほうが、やっぱり増えるのではないかなと、そんなふうに使われております。

今、課長の説明でありましたように、連携教育の下地があつてから一貫校と、一貫校に行くかどうか分かりませんが、そういう長い下地が必要だし、過去のところ、今まで

のところも、そういう経緯も経てきたということでしょうね。そういうことですね。

町長のほうも、メリット、デメリットという形を、ちょっと触れていただきましたけれども、その検討の際に、メリット、デメリットというところについては、どんなふうにお考えですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 一般校と、その小中一貫校、義務教育学校もそうですけども、メリットというのは、やはり、よく言われるのが中一ギャップのこと、よく言われます。

小学校から中学校に上がった時に、やはり学習形態が違ってまいります。また、勉強も難しくなると思います。

それから、思春期を迎えて人間関係も難しくなってまいります。そういったことで、中学校になってから不登校になるというようなケースもあります。

ですので、それを緩和するための施策の1つとして、一貫校にして、その段差をなくしていくというような、そこが1つのメリットであります。

ただ、それをすることによって、今まで小学校で6年生が一番高学年で、言うたらリーダーであったものがなくなってしまうと。6年生から、今度、7年生になる時に、あんまり、その気持ち的に、中学生になるという気持ちが若干薄れてしまう。そういったデメリットもございます。以上でございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） その連携教育を経て、その先は、ちょっと、どういう形になるかわかりませんが、ぜひ全国の状況、それから、増えている状況も見ながら、何が一番、この連携教育の先にあるといいのかなというようなところを、また、教育委員の皆さんも一緒に検討していただければなというふうに思います。

で、佐用高校の問題ですけど、これは、答えられなければ答えられないで、もう構いません。

しかし、中学校で進路担当をしていく、高校を選ぶという時に、その観点からは、やっぱり、高校のことについて触れていくというのは、ある意味必要だというふうに思いますので、その観点から、ちょっと質問させていただきます。

それで、午前中の一般質問の中でもまなび舎農園の件が出ました。その中で、佐用高校との連携というのが、プロフェッショナル人材とか、農業の魅力化だとか、そういう観点から、私が思うのは、農業科学科というのが、そういう観点から農業科学科というのを考えていく必要があるのかなと。

で、そういった点については、もう1つは農業の後継者づくりを農業科学科という点を、進路指導の場面からは必要なのではないかと。

だから、専門性を高めるということからしたら、もうかる農業を考えたら、人数がある程度少なくなってもやむを得ないけれども、そこで専門人材を育てるというふうなことは、どうでしょう。お考えにはなれませんか。いかがですか。教育委員会として。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 難しいご質問ですけども、やはり、その子供、子供によって、将来の夢、希望というのはございますので、まず、第1にはそちらを優先して、推し進めていくということが基本でございます。

それから、中学校から高校に上がる段階で、自分の将来を決めてしまえばいいんですけども、なかなか、みんながみんなそうではない。ですので、我々、小中学校、義務教育に携わる人間は、どういった職業を選択しようとも、それに対応できる力、社会を生き抜く力、これをしっかりつけていく必要があると思っております。そのための小中学校の義務教育課程、基礎学力の定着でございます。もちろん、学力だけじゃございません。社会に出てからコミュニケーション能力を高めたりということも大事な要素でございます。

ですので、小中学校では、まず、基礎をしっかりつくるといふふうにご理解いただければと思います。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10番（廣利一志君） なかなか、これは教育委員会だけに任せてしまうというのは、ちょっと、できないところがあると思いますので、町長も言われている次世代農業、農業の魅力化だとかいうようなことについては、本当にこれは、我々がぐるみで、やっぱり考えていけないといけないし、そうしないと、本当に農業科学科に入学するんだけど、卒業生は農業にはタッチしないと、それで、ぜひ農業の後継者というふうな形で考えるんだけど、結局、やっぱり定年された方たちが農業に従事するというふうな形で、農業の魅力化というところについては、大方の方が感じるのではなくて、本当に一部の方が感じるままになってしまうのではないかな。そういうことは、役場全部含めて、議会も含めて、やっぱり、ぜひ、それは考えていく必要があるのかなというふうにあります。

高校の魅力化と、そういう点について、例えば、町長と佐用高校の校長先生と意見交換して、こんな形が必要だし、望ましいというふうなことがされている状況が、もしあれば、教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 佐用高校、佐用町内のただ1つの高等教育、そういう学校です。

これまでも、この佐用高校が果たしてきた役割、地域のこの農業の、ずっと長く、それぞれの後継者といいますか、人材を育成してきた、そういう歴史があったわけです。

ただ、ここ戦後、高度成長期からずっと若い人たちが、町外に都市のほうへ、そうした会社なり企業への就職をしていくという中で、せつかく農業科学科、以前は農業科、畜産科という、そうした学科で3年間、そうした基礎的なことになるんですけども、学びながらも、ほとんど100%と言っていいぐらい農業に従事する生徒はいなかったと。そういうことが続いてきたわけですね。

そういう問題について、農業を、これから考えていく上で、まず人材を育成していかなければならない。そのせっかく、歴史のある佐用高校が、今は農業科学科という、時代にある程度合わせた学科になっておりますけれども、そこで学ぶ子供たちが、何とか、何人かでも農業の担い手として、次の世代の農業の人材としてという、そういう教育をしてほしいし、子供たちが、そういう考え方、夢を持っていただけるような学校にしてほしいと。これは、これまでの、私も長年、こうした立場の中で佐用高校にも、しょっちゅう行きますから、先生、校長先生なんかと話す時には、ぜひ佐用高校の特色、魅力化というのは、やっぱり、この農業の、この学科を何とか魅力ある農業が、これから子供たちが夢を持てるような教育にできないかと、そういう中で、これは実現は、全然しませんでしたがけれども、行政としても、県が、なかなか、新しい農業の教育機関、施設を、佐用高校に、佐用高校だけに対してできないというのであれば、例えば、あそこにガラスの温室があります。そこでハウス農業とか、いろんな新しい栽培方法とか、そういうことが学べるような施設、これを町がつくってもいいですよと、町が、支援してできませんかという話も、過去何回もしたことがあります。その延長線上で、今回のまなび舎農園、そこが、ああした事業を行う中で、佐用高校の生徒が学べる、連携をして、そういう魅力を感じていただけるようなものがないかということで、佐用高校との連携を図ったわけですね。

ただ、一般質問、今日の千種議員の話の中でも、なかなか思うように成果が得られていない。だから、やはり、子供たちに農業の魅力とか何とか言っても、やはり、それ、農業なり、畜産なり、そういう仕事に自分たちが、これから取り組んでいく仕事で、やっぱり、それなりに豊かな、やりがい、お金だけじゃないんですけれども、気持ちの上でも、しっかりと意欲を持って、また、経済的にも成り立つ、豊かな生活ができるものでないと、なかなか、子供たちに勧めることも、逆にできないんですね。

だから、今の農業で、それができるかということになるわけで、そういう1つの中で、今回、全員協議会の中でも、少しお話させていただきましたけれども、畜産において、子牛の繁殖、特に、兵庫県の但馬牛、この但馬牛というのは、非常に、日本一の、日本のブランドです。これを生産する事業というのが、かなり、そういう技術も要りますけれども、可能性として、非常に、ある程度の技術と、資金力が要るんですけれども、それに取組めば、それが一生の、言うたら生活し、若い人たちが家族をつくり、自分の家庭をつくり、次の子供たちを育てていける、そうした事業になるという、そういうものだということで、今、佐用高校にも、ぜひ、そういう意欲ある子供たちがおれば、町も支援をしよう。それは、今すぐに、今のところ、既に、若い人たち、そこ出た子供が1人いるわけですがけれども、1人でも2人でも、そういう子が出てくれば、そういうことの可能性というものが、まずなければできませんからね、あるものであれば、町としては、そういうことに取組もうということで、町としても考えております。

ですから、佐用高校に対しましても、今回のプロフェッショナル型の地域との連携教育、この点においても佐用高校が、やっぱり少なくとも、地域のいろんな課題と一緒に取組みながら、そこに将来への子供たちの事業、仕事ですね、自分が将来取り組んでいくべき仕事をみつけてほしい。そういうことで、ああいう事業にも取組まれて、それに対して、町が全面的に支援、一緒に支援をしているということですので、常に、私は、佐用高校とは、そういう話もしてきたという歴史はありますし、今もやっております。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君）

廣利議員。



10 番（廣利一志君） 総務委員会でも、佐用高校へ、実は行かせていただいて、校長先生のほうからも、そういう話は聞かせていただいて、どうぞ、引き続き、そういう提案というか、共有化というような形は必要だというふうに思います。ぜひ、よろしく願いをいたします。

また、やはり、先ほども言いましたように、ちょっと、教育委員会だけというわけにいかないところがあると思いますので、例えば農林振興課で、仮に中学生対象という形になりますけれども、農業は魅力的だというふうな形の呼びかけとか、普段から農業に従事しながら楽しむとか、何か、そういう取り組みたいのがあったらいいなというふうな感じがするんですけども、また、何かありましたら、ちょっと聞かせてください。

あるいは、企画防災課も、連携教育というのを、佐用高校との連携を取り組んでされていますので、さらに一段、やっぱり、そういう、魅力的な農業科学科と、仮に、そういうふうな形でするなら、特に、役場挙げてやると言った時に、もう一段、何かできることがあったりするのかなというふうに思うんですけども、なければいけないで、まだ、いいんですけども、もし、あれば、また、教えてください。いかがでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 先ほどのお話なんですけれども、高校生に対して、具体的な、そういう取組の支援等は、実際、ございません。

ただ、小学校におかれましては、もち大豆の栽培に、圃場に行っていていただいて、実際、作業をしていただいたり、中学生においては、例えば、南光のひまわり畑ですね、そこで、上津中学校のほうで、ひまわり畑をこしらえていただいたりしております。おそらく、保育園でも芋掘りの体験とか、そういったことで、より身近な農地を使った教育というか、活動というのはされておると思いますので、そういう点から、我々でできることがありましたら、支援はしていきたいというふうに考えております。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 企画防災課のほうとしましては、先ほど、町長が申しました、今日は、ちょっと何回も出てきております文部科学省の地域との協働による高等学校教育改革推進事業、プロフェッショナル型ということで、一緒になって進めておるわけですが、これ、先ほど、町長も少し触れましたが、実は、結構なメンバーが参加して、コンソーシアムというものを組織をしております。

例えば、ナニワフードさんですとか、あと島根大学、これいつも佐用町お世話になっている作野教授ですけれども、島根大学。それから、兵庫教育大学。日本調理専門学校、これ姫路市にある学校でございます。それから、美作市のスポーツ医療看護専門学校。あと兵庫県の教育委員会。それから、佐用町の連合自治会。こういったメンバーでコンソーシアムを組みまして、一体となって、高校のこの事業を支援していきましょうという形で進めております。

これ、確か、ちょっと、私の勘違いでなければ、3年間の支援という形だったように記憶をしております。今年度が最後だったように思うんですけども、一応これ、ちょっと、

金額までは把握しておりませんが、文部科学省から佐用高校に支援が出ておるわけです。

これが終わった後、なかなか金銭面で同じように支援して、継続していくというのは難しいかもしれませんが、せっかくこう、いろいろ取組が進んできているわけですので、何かこう、町としても、引き続き支援ができないか、このあたりは、十分、検討に値するんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 佐用高校の魅力化については、いろんな取組がされています。

私も、今回、校長先生、教頭先生にお会いして、初めて、取り組まれている内容を聞いて、もっともっと、これは PR もしないといけないなという感じもしましたし、ぜひ、そういう形で、今後も、例えば、農業体験を小学生からということですけども、高校生に、いろんな場面で、やっぱり意見を聞いていく、聞かせてほしいというような形は、全然関係ない、農林振興課じゃないところもあったりするということに思うんです。

だから、やっぱり、確かに、佐用町内から通っている高校生は半分かもしれませんけれども、やはり、校長先生と教頭先生と町長だけが高校の魅力化に努めても、魅力化に、やっぱり、なかなかつながらないということでもありますので、じゃあ、役場の中で、何ができるのかと、議会の中で何ができるのかというふうなことを考えながら、やっぱり、やっていく必要があるのかなというふうな感じをしておりますので、ぜひ、例えば、上下水道課で何かできるのかな。例えば、そんなことも考えながら、高校生の意見も聞いていきたいというふうなことがあればいいなというふうに思います。

それで、教育費の負担のところと、それから、あと幾つか、ちょっと、したいんですけども、実際に、これは本当に、以前からそうかも分かりません。

しかし、改めて、教育費にお金がかかっているということを知りまして、私も実は、びっくりしたんですけども、高校生が進学塾に通っていて、大学へ入りました。大学へ入りましたけれども、大学の授業料より、実は、その進学塾に通っていたお金のほうが高かったと。びっくりしたんです。1 教科 2 万円というふうに知りました。

全員が全員そうではないんですけども、大体そうですよというふうに、多くの方から聞きます。

あるいは、半期半期で授業料を払うようなことになっているそうです。

例えば、教育委員会で、そういう塾だとか、予備校というんですか、進学塾といいますか、そういう調査というのは、特にあるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） そういうった調査は、私の知る限りございません。

教育委員会に異動になってからも、一切、そういった調査はなかったです。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 約 30 年間ほど、日本での給料って上がっていないですね。その中で、やっぱり教育費だけは、子供のためなら、さっきの保護者の方ではないですけども、家族そろって引っ越しをする。あるいは、子供のためなら、予備校、進学塾にお金を、大学以上に払ってでもするというような状況があります。だから、それは、かなり大きな負担です。

だから、それは、ぜひ何かの方法で、全員が全員そうではないというふうに思いますけれども、しかし、実際に、その方のお話を聞きまして、びっくりしました。すごく遠方というか、学校が終わってから通っているわけですけども、帰ってくるのは 11 時回ると。それよりも、親の負担がすごいんやなというふうなことを思いましたので、進学を目指す子と、それから、技術を身につけて、我々からすると、地元佐用に残ってほしいなど、いろんなことを考えますけれども、そのところは、ぜひ教育委員会なりで、実際の負担額がどれぐらいになっているかっていうのは、やっぱり、どこかで、やっぱり調べる必要があるのかなというふうな感じがします。また、検討してみてください。

町長も、ちょっと、触れていただきましたけれども、私も、本会議、1 日目の教育委員会に、ちょっとお尋ねした中で、情報という科目が、2025 年から入試に 1 つ加わって、入試が大きく変わるという話がありました。

で、その際に、聞いた時に、情報の教員は、佐用の場合は足りているという話でしたけれども、ちょっと、もう 1 回確認をしたいんですけども、小中の場合、その情報の専門の先生というのはいないんですよ。高校は、そういう教科があって、先生がいるんですけどね。基本的には、担任が教えるという。今の状態が足りていないということはないということですか。いかがでしょう。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 小学校、中学校とも、情報の教育については、それぞれの担任なり、中学校については、それぞれの教科の教員がタブレット等を利用して教育はしておると。

小中学校に情報という科目はございませんので、情報というのは高校でございます。

高校は、情報の専任の担当の教員がいます。

最近、新聞等でも情報の担当教員が不足しているというようなことが記事になっておりましたけれども、徐々には充実していくんでしょうけれども、佐用高校にも確認しましたけれども、情報の先生はいらっしゃる。できたら、もっとほしいというようなご意見も聞かせていただいたような次第でございます。以上で、よかったですか。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 今の、その足りているという状態が、私は、情報、プログラミングを教えられる高度人材と言われる人に、2 人、3 人、実際にお話を聞いたんです。そうすると、例えば、兵庫県で、その人材、教員が足りているところというのはないです。大阪でも 1 校か 2 校ですと。だから、レベルが、知識を教えるだけということであるなら、今の状態で、多分、足りるんだと思います。

だけど、先ほど、言いましたように、大阪でも1校か2校です。

で、全国的に足りません。いないですということをおっしゃっていました。

それで、私は、教育で選ばれる佐用町であるためにと、これが、今後、選ばれるポイントになるのではないかなというふうに思いますので、実は、高度人材の方、実は、佐用町に関係する人でして、他市町で教えているんです。佐用町に接点はあったんですけども、結果的には他市町で依頼があって、そちらでプログラミング教育というのを、お二人ともされている。

先だって、西栗倉の方が、女性の方です。生駒市に通っておられるんですけども、4日間、生駒市の教育委員会に勤めているんです。だから、4日間だけ公務員。西栗倉で会社をされているんです。要するに、DXというんですかね、そんなことを担当している、4日間の女性公務員になっていると。

実は、すごい身近に、そういう高度人材がいるんですね。その方たちは、そういうつてを頼って、西栗倉から生駒市まで智頭線を通っていました。その人は。

それから、あと2人の方は、日本海のほうの市町に1人は教えに行っておられます。もう1人は、すぐ近くの佐用に隣接するところで教えている。

だから、そういう人が、実はおるわけですから、ぜひ、それは、通り一遍の教育じゃなくて、教育で選ばれる佐用町であるためにとということが高度人材を養成していく1つのきっかけになればなというふうに思うんです。そのあたりは、義務教育の場面で教えるというのは、その人たちが教えるというのはいないんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） 議員さんが、おっしゃっている、その専門の先生というのは、小学校、中学校で、プログラミングを専門に教える先生が全国的に不足しているということで、理解させていただいたらよろしいですか。

そのプログラミング教育については、それぞれの教科の中で、教科書の中で出てくるものでございまして、それだけを特化して、これから1時間情報の時間ですよとかいうものではないんです。

小学校は、5年生の算数から、それが出てきます。6年生は理科で出てきます。プログラミングの仕組みであったりとか、プログラミング的思考というのを、まず、学んでいきます。

それから、中学校になってからは、技術家庭の中で、先ほど、答弁書の中にも出て来ましたが、いろいろ、私は、ちょっと、知らなかったような難しい言葉、横文字の言葉が教科書に出てまいります。技術家庭の教科書では、280ページぐらいある教科書ですけども、3分の1ぐらいが、情報に、今、変わっています。その教科書の中には、既にソサエティ5.0の社会は、こんな社会ですよということで、普通にドローンが物を運んだりとか、AIを活用したりとか、そういったことが普通に出ています。ですから、今の子供たちというのは、我々以上に、いろんなことを、横文字についても知っております。そういった学習を、今、しております。

で、それに特化した先生ということになると、やはり、今はいらっしゃらないし、そこまでは、学校の中では求められていないというか、教科として、そういう教科じゃないんで、専任の先生はいらっしゃらない。

ただ、おっしゃっているのは、ICT支援員とか、支援員さんという意味ではないかなと

思います。それについては、GIGA スクール構想が始まってから、どこの自治体、学校についても、やはり先生方も、そのプロではございませんから、それをフォローしていただく支援員さんがほしいというようなことで、自治体独自で会計年度任用職員であったりとかいう形で雇用されているというケースは、たくさんあるかと思います。

ただ、まだ、佐用町の場合は、支援員を確保するというところまでは行きませんが、佐用町内の、どこの学校にも、こういった ICT に長けた先生方も、やはり、たくさんはいらっしゃらないですけれども、いらっしゃいますので、その方々、各学校 1 名、2 名出でいただいて、情報教育の推進委員会のようなものを立ち上げて、昨年度から定期的に情報交換であったりとか、こういう使い方をしたら、学習効果が上がるとかいうことをやっております。一部の人だけが技術があっても、やはり駄目なので、そういった知識を各学校に持ち帰っていただいて、ほかの先生方にも広めていただくように進めているというところでございます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） 教育費のこととも、ちょっと、関連するんですけど、この情報の使い方というのを、うまく使えば、遠隔地であっても、望む教育が受けられるということで、1 つの形としては、教育で選ばれる佐用町であるためにということなんですけども、その情報の分野では、佐用町が選ばれるというふうな形で考えた時に、遠隔地でも、そういう形の教育、勉強ができるということが、1 つの方法ではないかなというふうに思っていますけども、いかがでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 宇多教育課長。

教育課長（宇多雅弘君） そのことについては、そのとおりだと思います。

特に、英語なんかについては、直接、海外の講師とオンラインでつないで、授業をするというようなことも考えられると思います。

これから、どんどん、そういった社会になるということは、私も感じます。

〔廣利君 挙手〕

議長（小林裕和君） 廣利議員。

10 番（廣利一志君） ですから、ぜひ、先ほどの高度人材、呼び方が、ちょっと、どういうふうに言っているのか分かりませんが、長けた方という方がお二人、その方は、協力できますよとおっしゃっています。

それで、それは、そういう、せっかく、そういう方がおられるということは、大きなことでもありますので、一足飛びに、それが決まるかどうか分かりませんが、実際に、現場の先生方も教えてもらっているというふうに聞きましたので、それは、多分、そういう形は可能だし、やっていく必要があるのかなというふうに思いますので、ぜひ、そのあたりも、選ばれる教育のためには、この情報というのが、すごい、やっぱりきっかけにな

るのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討をよろしく願いをいたします。  
以上で、私の質問を終わります。

議長（小林裕和君） 廣利一志議員の発言は終わりました。  
これで、通告による一般質問は終了しました。

---

議長（小林裕和君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。  
お諮りします。議事の都合により、明日9月17日から9月21日までは本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定します。  
次の本会議は、9月22日、木曜日、午前9時30分より再開します。  
それでは、本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時31分 散会

---